

**四日市港管理組合総合評価方式の
運用ガイドライン
(令和6年度版)**

令和6年8月
四日市港管理組合

～目次～

1	目的	1
2	総合評価方式を行う意義	1
3	建設工事における総合評価方式の分類	2
4	施工体制確認型総合評価方式の適用	2
5	総合評価方式の対象	2
5-1	対象工事（建設工事）	2
5-2	対象業務（測量・設計）	2
5-3	対象の適用に関する補足	3
6	落札者決定基準	3
6-1	総合評価の方法	3
6-2	総合評価方式の仕組み（除算方式）	4
6-3	総合評価方式の仕組み（加算方式）	7
6-4	各評価項目に関する評価基準等（建設工事）	9
6-5	各評価項目に関する評価基準等（測量・設計）	17
6-6	標準案（建設工事）	22
6-7	標準案（測量・設計）	35
6-8	評価項目などの設定に関する補足	39
6-9	総合評価方式に係る提案の取扱	39
7	実施手順	40
7-1	実施フロー	40
7-2	技術資料に関する審査方法	43
7-3	確認資料の省略方法	43
7-4	一括審査方式（建設工事）	44
7-5	一括審査方式（測量・設計）	45
7-6	提案に関する通知等	46
8	総合評価における履行確保	46
8-1	履行確認（建設工事）	46
8-2	ペナルティの設定	46
9	入札公告又は指名通知に明示する事項	47
10	審査集計表の公表	48
11	評価結果の情報提供（建設工事）	48
12	知的財産としての技術提案等の取扱い	48
13	総合評価方式における試行	48
14	入札参加者の心得	48
15	様式集	49

1 目的

「四日市港管理組合総合評価方式の運用ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)は、四日市港管理組合における総合評価方式の対象範囲や落札者決定基準等について基本事項を定め、総合評価方式の適切な運用を図ることを目的とする。

2 総合評価方式を行う意義

建設業は、防災・減災、老朽化対策、耐震化、インフラの維持管理などの担い手として、その果たすべき役割はますます増大している。一方、建設投資の急激な減少や競争の激化により、建設業の経営を取り巻く環境が悪化し、ダンピング受注などにより、建設企業の疲弊や下請企業へのしわ寄せを招き、結果として現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題が生じている。こうした問題を看過すれば、中長期的には、建設工事の担い手が不足することが懸念される。これらの課題に対応し、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保を目的として、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が平成26年6月に施行された。

本法律では、「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」、「公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない」、「公共工事の品質は、公共工事の発注者の能力及び体制を考慮しつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない」と規定されている。

このことから、公共工事の品質を確保するための多様な入札及び契約の方法の一つとして、総合評価方式を行うものであり、以て、技術力と品格と感性のある企業※が、公共工事の品質確保をはじめとして、建設業が社会的に期待されている役割の担い手として確保される一助とするものである。

※技術力と品格と感性のある企業

技術力のある企業とは、当該工事を施工するうえで工事に必要な施工能力や実績等を有している企業として、評価項目の企業の技術力等、技術者の能力、技術提案等により評価する。

品格と感性のある企業とは、地域からの信頼があり、社会的責任を果たしている企業として、評価項目の地域精通度・貢献度、社会貢献度により評価する。

3 建設工事における総合評価方式の分類

建設工事における総合評価方式は、次に掲げる型式に分類する。ただし、型式の特徴に差異があることを示すために（１）～（３）の各型式を更に細分化した呼称により運用することを妨げるものではない。

（１）簡易型

発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用する。

（２）標準型

発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用する。

（３）高度技術提案型

社会的要請の高い特定の課題について、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用する。

4 施工体制確認型総合評価方式の適用

（１）建設工事における総合評価方式は、施工体制確認型総合評価方式で行うこととする。

5 総合評価方式の対象

5－1 対象工事（建設工事）

（１）予定価格 12 億円以上の建設工事は標準型又は高度技術提案型とする。

（２）予定価格 3 千万円以上 12 億円未満の建設工事は簡易型とする。

但し、予定価格 2 億円以上の建設工事には標準型を適用することができるものとする。

なお、当分の間、以下の工事に適用することを標準とする。

① 土木一式工事は予定価格 5 千万円以上

② 建築工事は予定価格 1 億円以上（新築、増築、改築、改修工事）

③ 舗装工事※・橋梁上部工・法面処理工・海洋土木工事は予定価格 3 千万円以上

④ その他、上記に該当しないものは予定価格 7 千万円以上

※ バイパス工事など現道交通に影響の少ない舗装工事については、除外することができる。

5－2 対象業務（測量・設計）

（１）測量業務について

① 予定価格 5 百万円以上で「地域差による変化率区分」が下記のもの

市街地（乙）及び都市近郊： 平地、丘陵地、低山地

原野及び森林： 高山地

(2) 設計業務について

① 予定価格 3 百万円以上で、概略・予備・基本設計などの業務

② 予定価格 5 百万円以上で、業務区分が標準的な業務、高度な業務、難度の高い業務

5－3 対象の適用に関する補足

(1) 早期執行が特に必要な案件又は技術的工夫の余地が小さい案件など、競争入札審査会の長が認めたものは、総合評価方式の対象外とすることができる。

(2) 総合評価方式の対象は、「5－1 対象工事（建設工事）」及び「5－2 対象業務（測量・設計）」によるものとするが、競争入札審査会の長が認めたものについては、これによらず実施することができる。

6 落札者決定基準

以下に総合評価を行うための落札者決定基準の標準を定める。

6－1 総合評価の方法

総合評価の方法については次のとおりとする。

(1) 評価の対象とする要求要件について、それぞれの目的・内容に応じ評価項目・評価基準を設定する。

(2) 各評価項目の評価に応じ採点する。

(3) 価格及び性能等に係る総合評価は、以下の方式のいずれかとする。

ア 除算方式

(2) の各評価項目の得点の合計に、入札参加資格の最低限の要求要件を満たす者に与える標準点を足した数値を当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

イ 加算方式

(2) の各評価項目の得点の合計に、当該入札者の入札価格を点数化したものを合算して得た数値をもって行う。

(4) 建設工事は、『除算方式』を、測量・設計業務は、『加算方式』を標準とする。

(1) 評価値の算出方法

Figure 1 is a graph illustrating the evaluation method for the proposed bid. The vertical axis represents the evaluation value, and the horizontal axis represents the bid price. A solid line represents the 'Standard Evaluation Value' (基準評価値), which is a linear function of the bid price. A dotted line represents the 'Proposer's Evaluation Value' (提案者の評価値), which is a linear function of the bid price. The 'Proposer's Bid Price' (提案者の入札価格) is marked on the horizontal axis. The 'Standard Point (Standard Case) Price' (標準点(標準案)に対する価格) is marked on the horizontal axis. The 'Proposer's Standard Point and Total Points' (提案者の標準点と加算点の合計) is marked on the vertical axis. The 'Maximum Point 100 points + α ' (最大点 100 点 + α) is marked on the vertical axis. The 'Proposed Price (Tax-exempt)' (予定価格 (税抜き)) is marked on the horizontal axis. The 'Bid Price' (入札価格) is marked on the horizontal axis. The graph shows that the proposer's evaluation value is higher than the standard evaluation value for the proposed bid price, indicating a higher evaluation value for the proposer's bid compared to the standard case.

☆ : 落札者 ★ : 非落札者

$$\text{基準評価値} = \frac{\text{標準点（100点）}}{\text{予定価格（税抜き）}}$$

【入札価格が調査基準価格（税抜き）以上の場合】

$$\text{評価値} = \frac{(\text{標準点} + \text{加算点})}{\text{入札価格}}$$

調査基準価格（税抜き）を下回る入札を行った者で、施工体制審査意向確認書を提出しなかった場合は、次式により評価値を補正する。

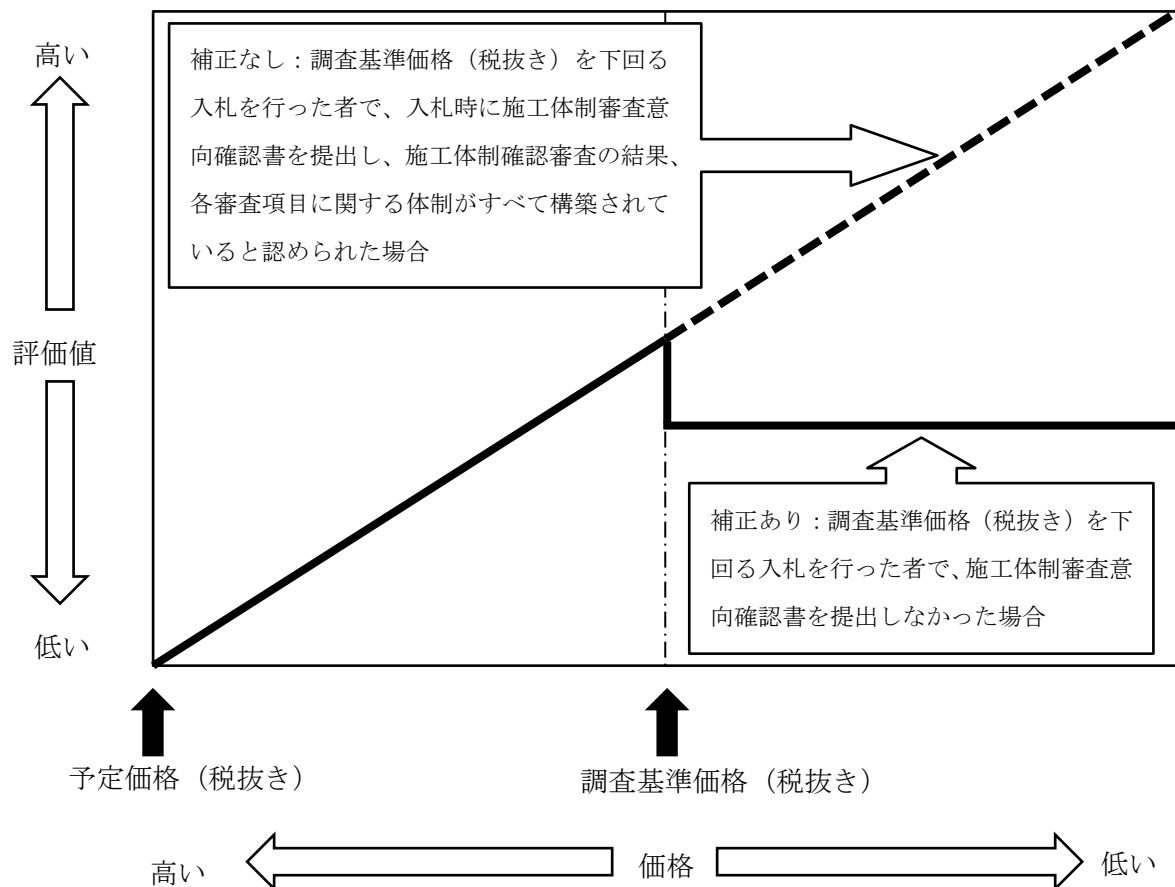
$$\text{評価値} = \frac{(\text{標準点} + \text{加算点} - \text{減点 (10点)})}{\text{入札価格}} \times (\text{補正})$$

$$(\text{補正}) = \frac{\text{入札価格}}{\text{調査基準価格 (税抜き)}}$$

なお、入札時に施工体制審査意向確認書を提出した者で、施工体制確認審査の結果、各審査項目に関する体制がすべて構築されていると認められた場合、評価値は補正しない。

調査基準価格（税抜き）を下回る入札を行った者で、入札時に施工体制審査意向確認書を提出し、施工体制確認審査の結果、各審査項目に関する体制がすべて構築されていると認められなかった場合、失格とする。

評価値の補正のイメージ図



イ 入札価格、調査基準価格（税抜き）、補正基準価格、予定価格（税抜き）は千万円単位とする。

ウ 落札者の決定に際し評価値の端数処理は行わない。ただし、調書上は小数第5位まで表示する。なお、小数第5位まで同値の場合は判別できる桁まで表示する（入札額が同額によるものは除く）。

（２） 落札者の決定方法

以下の条件を満たす者であって、（１）の方法で算出した評価値の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予定価格（税抜き）の制限の範囲内であること。

イ 対策の提案を求める場合は、提案内容が発注者の設定する標準案を全て満たしていること。

ウ 評価値が最低限の要求要件である標準点を予定価格（税抜き）で除した数値を下回っていないこと。

※ 落札者となるべき評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

（３） 標準点及び加算点

ア 標準点

すべての標準案の条件を満たしていれば、標準点（100点）を付与する。

イ 加算点

各評価項目の評価に応じ採点し、その点の合計を次式のとおり換算して加算点を算出する。

$$\text{加算点} = \text{得点の合計} \times \frac{\text{加算点満点}}{\text{換算前加算点満点}}$$

標準案と見なされる提案は加算しない。

加算点の端数処理は行わない。ただし、調書上は小数第2位まで表示する。

ウ 換算前加算点満点

各評価項目の小項目における配点の満点を合計したもの。

エ 加算点満点

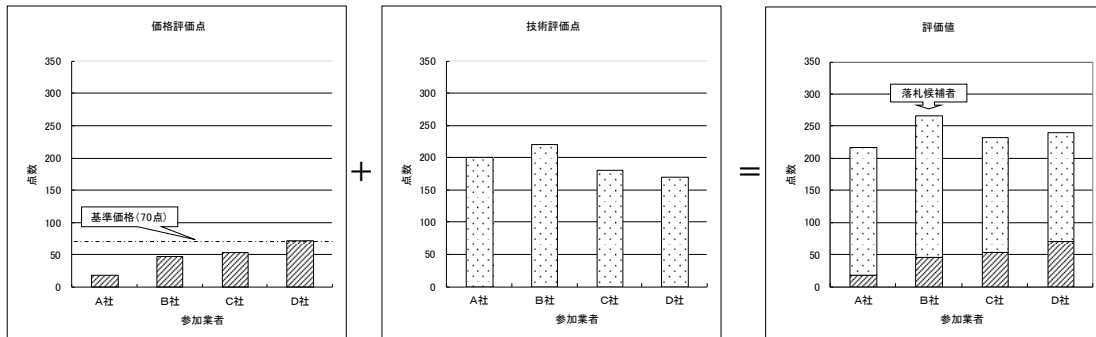
得点の合計を換算し、加算点を算出するための数値。

6－3 総合評価方式の仕組み（加算方式）

（１） 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

総合評価方式（加算方式）概略図



ア 落札者の決定に際し評価値の端数処理は行わない。ただし、調書上は小数第5位まで表示する。なお、小数第5位まで同値の場合は判別できる桁まで表示する（入札額が同額によるものは除く）。

（２） 落札者の決定方法

以下の条件を満たす者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予定価格（税抜き）の制限の範囲内であること。

イ 発注者によって示した最低限の要求要件を満たすこと。

※落札者となる評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

（３） 標準点、価格評価点、技術評価点

ア 標準点

標準点は70点とする。

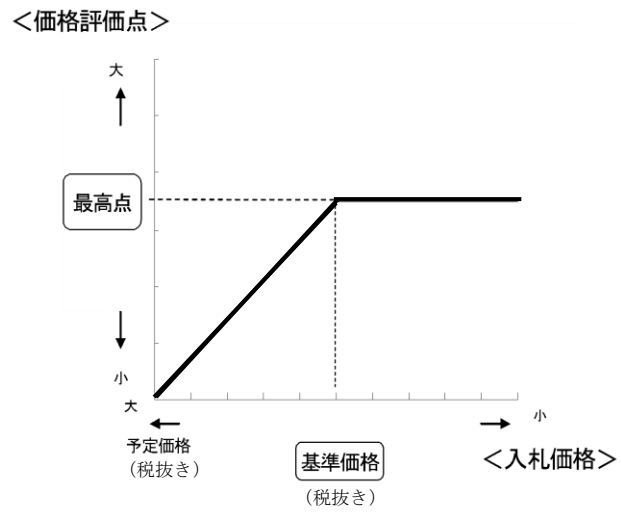
イ 価格評価点

$$\text{価格評価点} = \text{標準点} \times \frac{\text{予定価格(税抜き)} - \text{入札価格}}{\text{予定価格(税抜き)} - \text{基準価格(税抜き)}}$$

※ただし、入札価格が基準価格（税抜き）を下回る場合の評価点は、下図のとおり一律最高点で評価する（基準価格には「測量・設計業務に係る最低制限価格の運用について」において算出される最低制限価格を適用する）。

※価格は全て税抜きとする。

※価格評価点の端数処理は行わない。ただし、調書上は小数第5位まで表示する。なお、小数第5位まで同値の場合は判別できる桁まで表示する（入札額が同額によるものは除く）。



ウ 技術評価点

各評価項目の評価に応じ得点を与え、その合計したものを技術評価点とする。

6-4 各評価項目に関する評価基準等（建設工事）

建設工事における各評価項目の評価基準、評価方法について、基本事項を以下に定める。

（１）地域精通度

評価項目	本店等所在地
評価基準	（本店等所在地が）〇〇内
評価方法	・「本店及び建設業法上の主たる営業所」、「建設業法上の営業所」、「工場」等の所在地により評価する。ただし、本店の所在地を変更した企業は、公告月前の３６か月間に１８か月以上連続した所在地がある場合はその所在地で評価し、ない場合は評価しない。

（２）地域貢献度

評価項目	地域維持型維持修繕等業務委託／道路等小規模修繕業務委託元請実績（舗装）
評価基準	元請契約実績の有無
評価方法	・元請契約実績の有無を評価する。

評価項目	公共施設美化活動実績
評価基準	公共施設美化活動実績の有無
評価方法	・公共施設美化活動実績の有無を評価する。 ・「公共施設美化活動」とは、三重県県土整備部が定める住民参加にかかる事業（河川・海岸美化ボランティア活動推進事業、道路美化ボランティア活動助成事業、フラワーオアシス推進事業、ふれあいの道事業）を指す。

評価項目	災害協定の評価
評価基準	災害協定１又は２の実績の有無
評価方法	・「災害協定１の実績」又は「災害協定２の実績」の有無を評価する。 ・「災害協定１」とは、「四日市港管理組合との地震・津波・風水害等の緊急時における調査・災害応急工事に関する協定」をいう。 ・「災害協定１の実績」は、「災害協定１」の第８条に定める連携訓練への参加実績を指す。 ・「災害協定２」とは、「四日市市、川越町との防災協定」又は「三重県との防災協定」をいう。 ・「災害協定２の実績」は、「災害協定２」を締結している場合を指す。 ・「災害協定２」のうち、「四日市市、川越町との防災協定」については、三重県ＨＰの「建設業のための広場」で公開している最新版の「経営事項審査申請の手引き」に記載された、協定書等に災害時の建設業者の活動義務が規定されている防災協定とする。 ・「災害協定２」のうち、「三重県との防災協定」とは別途指定する。

評価項目	災害協定の評価【建築設備工事】
評価基準	災害協定の実績の数

評価方法	・「災害協定」の締結数により評価する。 ・「災害協定」とは、「技術資料作成上の留意事項」に記載した協定を指す。 ・「災害協定の実績」とは、「災害協定」を締結している場合を指す。
------	--

(3) 社会貢献度

評価項目	① 男女共同参画活動実績 ② 障がい者雇用実績 ③ 人権に関する取組実績 ④ 「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Web ページへの登録 ⑤ 現場見学会等の開催実績 ⑥ 不当要求防止責任者講習の受講実績 ⑦ 職場環境づくりの実績
評価基準	① ～ ⑦のうち該当する実績の得点数
評価方法	下記の実績（認証取得）の該当項目数により評価する。 ①男女共同参画活動実績（1点） ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定している場合に評価する。 ②障がい者雇用実績（1点） ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者雇用の有無により評価する。 ③人権に対する取組実績（1点） ・「三重県が開催する人権に関する研修の受講実績がある場合」又は、「公正採用選考人権啓発推進員の選任をしている場合」に評価する。 ④「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Web ページへの登録（1点） ・当該工事の入札に参加する者が、「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Web ページにインターンシップ受入情報を登録している場合に評価する。 ・Web ページ登録項目のうち「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の項目が全て記載されている場合に評価する。 ⑤現場見学会等の開催実績（1点） ・当該工事の入札に参加する者が、単独又は共同企業体構成員として受注した三重県内の工事において、小学校、中学校、高等学校等の教育機関を対象に社会に貢献する建設業の役割の理解や次世代を支える若者たちの建設業への興味や関心を高めることを目的として現場見学会を開催した場合、及び、同目的で出前講座、実習授業等を開催した場合に評価する。 ・現場見学会、出前講座、実習授業等は10名以上を対象とした場合に評価する。ただし、10名以上の参加が見込めない場合（小規模な学校や学校側との調整の結果参加者が10名未満となった場合）は、参加者が10名未満でも評価する。 ・過去5年度から当該工事の入札公告日までの開催実績を評価する。

	・評価対象の現場見学会の実績は、官民の別は問いません。 ⑥不当要求防止責任者講習の受講実績（１点） ・当該工事の入札に参加する者が、不当要求防止責任者を選任し、三重県公安委員会（（公財）暴力追放三重県民センター）が開催する不当要求防止責任者講習の受講実績がある場合に評価する。 ・「不当要求防止責任者講習の受講実績」は、過去３年度から当該工事の入札公告日までの受講実績を評価の対象とする。 ⑦職場環境づくりの実績（最大２点） ・ユースエール認定制度の認定実績、みえの働き方改革推進企業制度の登録実績のいずれかがあれば評価する。 ・ユースエール認定制度の認定実績、みえの働き方改革推進企業制度の登録実績の複数の実績を有している場合でも１項目の実績として評価する。 ・ユースエールの認定実績は、当該工事の入札に参加する者が、過去４年度から当該工事の入札公告日までに「ユースエール認定制度」に認定されていたことがある場合に評価する。 ・みえの働き方改革推進企業制度の登録実績は、当該工事の入札に参加する者が、「みえの働き方改革推進企業登録制度」に登録されている場合に評価する。
--	---

評価項目	県内産資材の使用
評価基準	全て県内産を使用すること
評価方法	・当該工事を受注した際、当該工事において指定する主要資材を全て県内産とする場合に評価する。 ・県内産とは、三重県内の工場、採取場等で生産又は加工される資材を指す。

評価項目	県内企業による施工
評価基準	県内企業の施工割合
評価方法	・建設業法上の建設工事の県内企業による施工の割合により評価する。 ・県内企業とは、三重県内に「本店及び建設業法上の主たる営業所」を有する企業を指す。 ・元請直営施工及び下請負による施工を評価の対象とする。ただし、元請が県外企業の場合は、下請負による施工を評価の対象とする。

評価項目	第一種フロン類充填回収業者登録【建築設備工事（管工事）】
評価基準	都道府県知事の登録を受けていること
評価方法	・第一種フロン類充填回収業者として、都道府県知事の登録を受けている企業を評価する。

（４）企業の雇用に関する取組

評価項目	建設業者団体の取組実績
評価基準	①～④の全ての取組実績の有無
評価方法	建設業者団体が、建設業への担い手確保・育成する取組として昨年度から当該工事の入札公告日までに下記取組全てを実施した場合に評価する。 建設業者団体とは、建設業法第２７条の３７で規定する団体を指します。 取組①ＳＮＳ（Ｘ等）を活用した建設業の魅力発信

	・建設業者団体の活動に関する投稿を24回以上発信している。 取組②高校教員との交流会の開催 ・県内すべての工業系高校教員を対象とした交流会、又は県内5つの地域のうち、いずれかの地域の普通科高校教員を対象とした交流会を実施している。 ・県内5つの地域とは、北勢地域、中南勢地域、伊勢志摩地域、伊賀地域、東紀州地域を指します。 取組③女子学生と女性技術者との交流会の開催 ・工業系高校の女子学生と建設企業の女性技術者（技能者を含む）との交流会を実施している。 取組④就職前の職業教育及び就職後の教育訓練の実施 ・就職前の職業教育及び就職後の教育訓練を実施している。
--	--

評価項目	建設業者団体地域組織の取組実績
評価基準	①～③のいずれかの取組実績の有無
評価方法	建設業者団体の地域組織が、建設業の魅力を発信する取組として中学校、高等学校等の教育機関を対象に過去2年度から当該工事の入札公告日までに下記取組のいずれかを実施した場合に評価する。 建設業者団体とは、建設業法第27条の37で規定する団体を指します。 取組①現場見学会 取組②出前授業 取組③実習授業 ・10名以上を対象とした場合に評価する。ただし、10名以上の参加が見込めない場合は、参加者が10名未満でも評価する。

評価項目	建設企業の取組実績
評価基準	①～④のうち2項目の実績の有無
評価方法	当該工事の入札に参加する者が、建設企業への就職者の育成及び定着のための取組として、下記取組の2項目の実績を有している場合に評価する。 取組①キャリアパスの策定 ・全ての従業員が自身のキャリアビジョンを描けるよう、技術職、技能職、事務職の職種別に策定されている。 ・当該工事の入札公告日までに社則等に記載されている。 取組②キャリアアップの支援 ・資格取得のための試験・研修の費用負担、技能や資格取得に伴う一時金や手当の支給及び会社内において学習時間が確保できる勤務体系となっている。 ・当該工事の入札公告日までに社則等に記載されている。 取組③福利厚生の実施 ・社員の安定した生活環境を確保するため、企業型DC若しくは職場iDeCo又はNISA（企業がNISA取扱業者と契約したものに限る。）のいずれかの制度を導入している。 ・当該工事の入札公告日までに社則等に記載されている。 取組④ハラスメント研修 ・全ての従業員及び役員を対象とした専門知識を有する講師による研修を開催し、従業員の半数以上かつ役員の半数以上が出席している。 ・過去2年度から当該工事の入札公告日までに研修を開催している。

（5）企業の技術力等

評価項目	企業の工事实績
評価基準	評価対象工事の実績の有無

評価方法	・単独又は共同企業体構成員（出資比率 20%以上に限る）の元請として受注した評価対象工事实績の有無により評価する。
------	---

評価項目	申告工事成績点又は総合点（土木一式工事）
評価基準	・直近過去 3 年度及び当該年度の入札公告日までの四日市港管理組合若しくは三重県の工事成績点又は国土交通省（中部地方整備局・近畿地方整備局）が前年度公表している最新の工事成績評定平均点を評価する。 85 点以上：20 点 75 点～85 点未満：（申告工事成績点－75）＋10 75 点未満：10 点 ・四日市港管理組合及び三重県の工事成績点並びに国土交通省が公表している工事成績評定平均点がない場合は、入札公告日時点の三重県建設工事等入札参加資格者名簿の総合点を評価する。 970 点以上：10 点 840 点～970 点未満：（総合点－840）／（970－840）×10 840 点未満：0 点
評価方法	・直近の過去 3 年度及び当該年度の入札公告日までに四日市港管理組合若しくは三重県が通知（工事成績認定書）した土木一式工事の評定点のうち、企業が自ら選んだ任意の件数（n 件）の合計に 75 点を加え、n＋1 で割った値とする。ただし、申告できるのは 10 件までとする。 申告工事成績点 ＝ （n 件の評定点の合計＋75）／（n＋1） （小数点以下切り捨て） ・国土交通省中部地方整備局又は国土交通省近畿地方整備局が前年度に公表した最新の工事成績評定平均にて評価する場合。 申告工事成績点 ＝ 国土交通省中部地方整備局又は国土交通省近畿地方整備局が前年度に公表した工事成績評定平均点

評価項目	申告工事成績点（舗装工事）
評価基準	・直近過去 5 年度及び当該年度の入札公告日までの四日市港管理組合若しくは三重県の工事成績点を評価する。 90 点以上：30 点 75 点～90 点未満：（申告工事成績点－75）×30／15 75 点未満：0 点
評価方法	・直近の過去 5 年度及び当該年度の入札公告日までに四日市港管理組合若しくは三重県が通知（工事成績認定書）した舗装工事の評定点のうち、企業が自ら選んだ任意の件数（n 件）の合計に 75 点を加え、n＋1 で割った値とする。 ただし、申告できるのは 10 件までとする。 申告工事成績点 ＝ （n 件の評定点の合計＋75）／（n＋1） （小数第 2 位以下切り捨て）

評価項目	平均工事成績（土木一式工事、舗装工事以外）
評価基準	計算式：加算点＝（平均工事成績点－下限点）×配点／（上限点－下限点） ただし、上限点以上の場合は、配点の満点とし、下限未満の場合は0点とする。 ・平均工事成績点とは四日市港管理組合における当該業種にかかる工事成績点数及び三重県の当該業種にかかる工事成績点数を合計したものを平均した点数とする。
評価方法	・平均工事成績点数を上記の計算式により評価する。

評価項目	品質マネジメントシステムの認証
評価基準	品質マネジメントシステムの認証（ISO9000S）の有無
評価方法	・ISO9000Sの認証取得の有無により評価する。 ・当該工事の入札に参加する者が認証を受けている場合に評価する。

評価項目	労働安全衛生マネジメントシステムの認証
評価基準	労働安全衛生マネジメントシステムの認証の有無
評価方法	・労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン（建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインを含む）に沿った取組の有無により評価する。 ・当該工事の入札に参加する者が認証を受けている場合に評価する。

評価項目	1級技術者1人あたりの公共機関等発注の 契約金額2千5百万円以上の土木一式工事の契約金額
評価基準	計算式：加算点＝10－〔受注工事高－5千万円〕×10/1億円 ただし、1億5千万円以上の場合は、0点とし、5千万円未満の場合は10点とする
評価方法	・受注工事高として、1級技術者1人あたりの土木一式工事の契約金額を計算式により評価する。 ・受注工事高は、当初契約工期が当該年度の4月1日から当該工事の入札公告日までの期間を一部でも含む公共機関等発注の当初契約金額2千5百万円以上の土木一式工事を対象とする。 受注工事高＝土木一式工事における契約金額／1級技術者数（1円未満切り捨て） ・「土木一式工事における契約金額」は、以下の計算式により算出した額（P）の合計とする。 $P = A \times B / C \times D \text{（1円未満切り捨て）}$ A：当初契約金額 B：当初契約における当該年度分の工期日数 C：当初契約における全体工期日数 D：共同企業体工事の出資比率（単独工事の場合は、100%） ・「1級技術者数」は、当該業種（土木一式工事）にかかる1級技術者とする。 ・小規模、雪氷、地域維持型維持修繕等の業務委託は、対象としない。

	・加算点は、小数点以下切り捨てとする。 ・当該業種（土木一式工事）にかかる 1 級技術者がいない場合の加算点は 0 点とする。
--	--

評価項目	1 企業あたり当該年度の四日市港管理組合発注の 契約金額 5 百万円以上の土木一式工事の契約金額
評価基準	5 千万円以上の場合は 0 点とし、5 千万円未満の場合は満点とする。
評価方法	・受注工事高の合計が 5 千万円未満の場合に評価する。 ・受注工事高は、当初契約工期が当該年度の 4 月 1 日から当該工事の入札公告日までの期間を一部でも含む四日市港管理組合発注の当初契約金額 5 百万円以上の土木一式工事を対象とする。 ・地域維持型維持修繕等の業務委託は、対象としない。 ・共同企業体で受注した工事が対象工事である場合、当初契約金額は出資比率を乗じた金額とする。（単独工事の場合は、100%）

評価項目	三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度（三重県建設 B C P 登録制度）」の登録実績
評価基準	三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度（三重県建設 B C P 登録制度）」の登録の有無
評価方法	・当該工事の入札に参加する者が、三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度（三重県建設 B C P 認定制度）」に登録されている場合に評価する。

評価項目	舗装工事に必要な機械の保有状況 ／専門工事に必要となる主要機材の保有状況
評価基準	施工に必要な機械、主要機材等の保有状況（自社保有又はリース）
評価方法	・施工に機械、主要機材等の保有等の状況により評価する。

評価項目	登録基幹技能者配置【建築設備工事（管工事）】
評価基準	評価の対象とする登録基幹技能者が当該現場作業に従事すること
評価方法	・評価の対象とする登録基幹技能者が 1 名以上、当該現場作業に従事する場合に評価する。ただし、評価の対象とする登録基幹技能者は、入札に参加する者又は下請予定企業が雇用する者とし、本工事に申請する配置予定技術者は評価の対象としない。 ・登録基幹技能者とは、国土交通省に登録した機関が実施する登録基幹技能者講習を修了したことを証明する「登録基幹技能者講習修了証」を有する者を指す。

評価項目	登録基幹技能者配置【建築設備工事（電気工事）】
評価基準	評価の対象とする登録基幹技能者が当該現場作業に従事すること

評価方法	・評価の対象とする登録電気工事基幹技能者は、入札に参加する者又は下請予定企業が雇用する者とし、当該工事に申請する配置予定技術者は評価の対象としない。 ・登録電気工事基幹技能者とは、国土交通省に登録した機関が実施する登録電気工事基幹技能者講習を修了したことを証明する、「登録電気工事基幹技能者講習修了証」を有する者を指す。
------	---

(6) 技術者の能力

評価項目	主任（監理）技術者又は現場代理人としての工事实績
評価基準	評価対象工事の実績の有無
評価方法	・配置予定技術者が主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した工事のうち、単独又は共同企業体構成員（出資比率 20%以上に限る）の元請として受注した評価対象工事の実績について評価する。 ・主任（監理）技術者又は現場代理人としての実績とは、対象となる従事期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績とする。

評価項目	技術士、1級土木施工管理技士、 1級建設機械施工管理技士（1級建設機械施工技士）、 又は国土交通大臣が建設業法第15条2号のイと同等以上の能力を 有するものと認定した者の資格／関連工事に係る資格
評価基準	配置予定技術者の資格の有無
評価方法	・配置予定技術者の資格の保有状況により評価する。

評価項目	各団体が発行する CPD の取組実績
評価基準	評価期間に認定された CPD 単位を年度ごとに換算した単位数の合計
評価方法	・配置予定技術者が建設系 CPD 協議会加盟団体（建築関係業種については建築 CPD 運営会議の加盟団体を含む）で証明、認定された CPD 単位の取得状況により評価する。 ・取得単位の評価は加盟団体のうちいずれか1団体の証明書等に限る。 ・証明発行団体以外の取得単位は、CPD 単位の相互承認を受け、証明書発行団体の証明に含めることも可能とする。

(7) 技術提案等

評価項目	技術提案
評価基準	・【対策あり型】的確性及び有効性が高い提案を優位に評価する。 ・【対策なし型】当該工事への適合性が高い提案を優位に評価する。 ・「優れている」「概ね優れている」「良好である」「概ね良好である」「上記以外」の5段階評価
評価方法	・工事種別、工事内容に応じてテーマを設定し、発注者が示す提案項目について

	て技術提案を求め評価する。 ・「提案内容が不明なもの」「著しく具体性を欠くもの」「施工の確実性又は安全性を欠くもの」は評価しない。
--	--

評価項目	ヒアリング
評価基準	・工事監理能力が高いと判断される場合優位に評価する。 ・「優れている」「概ね優れている」「良好である」「概ね良好である」「上記以外」の5段階評価
評価方法	・配置予定技術者に対してヒアリングを行い評価する。

6-5 各評価項目に関する評価基準等（測量・設計）

測量・設計における各評価項目の評価基準、評価方法について、基本事項を以下に定める。

（1）地域要件

評価項目	本店所在地
評価基準	（本店所在地が）〇〇内
評価方法	・本店の所在地により評価する。

（2）社会貢献度

評価項目	① 次世代育成支援活動実績 ② 男女共同参画活動実績 ③ 障がい者雇用実績 ④ 環境マネジメントシステムの認証 ⑤ 人権に関する取組実績
評価基準	①～⑤のうち該当する実績（認証取得）の項目数
評価方法	次の実績（認証取得）の該当項目数により評価する。 ①次世代育成支援活動実績 ・育児休業制度が就業規則等に規定されている場合に評価する。 ②男女共同参画活動実績 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定している場合に評価する。 ③障がい者雇用実績 ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者雇用の有無により評価する。 ④環境マネジメントシステムの認証 ・ISO14001、M-EMS（ステップ2）、M-EMS（ステップ1）のいずれかの認証取得があれば評価する。 ・ISO14001 と M-EMS に複数の認証を受けている場合でも1項目の実績として評価する。 ・当該業務の入札に参加する者が認証を受けている場合に評価する。 ⑤人権に関する取組実績

	・「三重県が開催する人権に関する研修の受講実績のある場合」又は、「公正採用選考人権啓発推進員の選任をしている場合」に評価する。
--	---

評価項目	賠償責任保険の加入状況【建築設計業務、建築工事監理業務】
評価基準	業務にかかる賠償責任保険に加入していること
評価方法	・設計等（工事監理）の業務に関し生じた損害を補償するために必要な金額を担保するための賠償責任保険の加入の有無により評価する。

（３）企業の技術力等

評価項目	品質マネジメントシステムの認証
評価基準	品質マネジメントシステムの認証（ISO9000S）の有無
評価方法	・ISO9000S の認証取得の有無により評価する。 ・ISO9000S は、当該業務の入札に参加する者が認証を受けている、又は配置予定の管理技術者が所属する組織が認証を受けている場合に評価する。

評価項目	業務成績
評価基準	過去３年度の業務評定点の平均値を「７０点未満」、「７０点以上 ７５点未満」、「７５点以上 ８０点未満」、「８０点以上 ８５点未満」、「８５点以上」の５段階評価
評価方法	・設計業務のうち、過去３年度の四日市港管理組合及び三重県が通知（設計業務等成績認定書）した業務評定点（計画検討、解析等調査業務及び設計業務（土木業務））総計の平均値（小数第２位以下切り捨て）の点数を評価する。 ・当該業務の指名通知日までに三重県県土整備部公共事業運営課が行う業務評定点の確認が取れていない場合は、三重県の業務評定点については０点とする。 ・業務成績のない場合の技術評価点は０点とする。

評価項目	評価対象業務の実績（高度・標準、難度）
評価基準	評価対象業務の実績の有無
評価方法	・評価対象業務の実績の有無について評価する。

評価項目	評価対象測量業務の実績件数
評価基準	評価対象測量業務の実績件数が「５件以上」、「４件」、「３件」、「２件」、「１件以下」の５段階評価
評価方法	・三重県内での評価対象測量業務の実績の有無について評価する。

（４）技術者要件

評価項目	評価対象業務の実績（高度・標準、難度）
評価基準	評価対象業務の実績の有無
評価方法	・管理技術者又は担当技術者としての評価対象業務の実績の有無について評価する。

	・管理技術者と担当技術者を兼務した場合は、管理技術者のみ評価する。 ・担当技術者①と②を兼務した場合は、担当技術者①のみ評価する。
--	--

評価項目	評価対象測量業務における主任技術者としての実績件数
評価基準	評価対象測量業務の実績件数が「5件以上」、「4件」、「3件」、「1件～2件」、「0件」の5段階評価
評価方法	・三重県内での評価対象測量業務の主任技術者としての実績の有無について評価する。

評価項目	管理技術者の業務委託の手持ち業務件数（高度・標準）
評価基準	手持ち業務件数が「0件」、「1件」、「2件」、「3件」、「4件以上」の5段階評価
評価方法	・配置予定の管理技術者の手持ち業務件数により評価する。 ・手持ち業務件数とは、（四日市港管理組合が発注した測量・設計〔金額を問わず全て〕及び三重県が発注した）測量・設計（金額を問わず全て）の業務委託で、管理（主任）技術者として契約を行っている件数とする。ただし、単価契約による業務については、件数に含まない。

評価項目	管理技術者の手持ち業務件数／担当技術者の手持ち業務件数（難度）
評価基準	手持ち業務件数が「0件」、「1～3件」、「4～9件」、「10件以上」の4段階評価
評価方法	・配置予定技術者が管理（主任）技術者又は担当技術者として携わっている手持ち業務の件数により評価する。ただし、単価契約による業務については、件数に含まない。 ・管理技術者と担当技術者を兼務した場合は、管理技術者のみ評価する。 ・担当技術者①と②を兼務した場合は、担当技術者①のみ評価する。

評価項目	配置予定主任技術者の業務委託の手持ち業務件数（測量）
評価基準	手持ち業務件数が「0件」、「1件」、「2件」、「3件」、「4件以上」の5段階評価
評価方法	・配置予定の主任技術者の手持ち業務件数により評価する。 ・手持ち業務件数とは、（四日市港管理組合が発注した測量・設計〔金額を問わず全て〕及び三重県が発注した）測量・設計（金額を問わず全て）の業務委託で、管理（主任）技術者として契約を行っている件数とする。ただし、単価契約による業務については、件数に含まない。

評価項目	管理技術者の四日市港管理組合発注業務委託の手持ち業務件数 【建築設計業務、建築工事監理業務】
評価基準	手持ち業務件数が「0件」、「1件」、「2件」、「3件」、「4件以上」の5段階評価
評価方法	・配置予定の管理技術者の手持ち業務件数により評価する。 ・手持ち業務件数とは、四日市港管理組合が発注した（【建築設計業務】の場合は設計、【建築工事監理業務】の場合は工事監理）（金額を問わずすべて）

	の業務委託で、管理技術者として契約を行っている件数とする。
--	-------------------------------

評価項目	資格の保有状況（高度・標準）
評価基準	「技術士」、「技術管理者」、「上記以外」の3段階評価
評価方法	・管理技術者又は照査技術者いずれかの資格の保有状況により評価する。 ・技術評価点の高い技術者の資格で評価する。

評価項目	担当技術者の資格の保有状況（難度）
評価基準	「技術士」、「技術管理者」、「上記以外」の3段階評価
評価方法	・担当技術者の資格の保有状況により評価する。 ・管理技術者と担当技術者を兼務した場合は、管理技術者のみ評価する。 ・担当技術者①と②を兼務した場合は、担当技術者①のみ評価する。

評価項目	継続学習制度の認定時間数の状況【建築設計業務、建築工事監理業務】
評価基準	継続学習制度の認定時間数
評価方法	・配置予定の管理技術者（及び主任技術者（建築））の建築 CPD による技術能力研鑽状況により評価する。

（5）技術力要件

評価項目	技術提案（高度・標準）
評価基準	・的確性及び実現性が高い提案を優位に評価する。 ・「優れている」「概ね優れている」「良好である」「概ね良好である」「上記以外」の5段階評価
評価方法	・「業務フロー」、「特定テーマ」、「照査計画」から、発注者が指定する1項目について、技術提案を求め評価する。 ・「提案内容が不明なもの」「著しく具体性又は経済性を欠くもの」は評価しない。

評価項目	技術提案（難度）
評価基準	・的確性は、「地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合」や、「着眼点、問題点、解決方法などが示されている場合」などの的確性が高い場合は優位に評価する。 ・実現性は、「利用しようとする技術基準・資料が適切である場合」や、「提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合」など実現性が高い場合は優位に評価する。 ・独創性は、独創的な提案であるか等、独創性が高い場合は優位に評価する。 ・「優れている」「概ね優れている」「良好である」「概ね良好である」「上記以外」の5段階評価
評価方法	・「的確性」、「実現性」、「独創性」から、発注者が指定する2項目について、技術提案を求め評価する。

	・「提案内容が不明なもの」「著しく具体性又は経済性を欠くもの」は評価しない。
--	--

評価項目	技術提案（測量）
評価基準	・実施方針（工程表や業務フロー等を含む）について、業務の内容、目的を理解し、業務成果の品質向上に資する提案や業務実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価する。 ・「優れている」「概ね優れている」「良好である」「概ね良好である」「上記以外」の5段階評価
評価方法	・業務実施方針について技術提案を求め評価する。 ・「提案内容が不明なもの」「著しく具体性又は経済性を欠くもの」は評価しない。

評価項目	ヒアリング
評価基準	・専門技術能力が高いと判断される場合優位に評価する。 ・「優れている」「概ね優れている」「良好である」「概ね良好である」「上記以外」の5段階評価
評価方法	・配置予定の管理技術者に対してヒアリングを行い評価する。

6-6 標準案（建設工事）

（１）建設工事における総合評価方式の評価項目等を共通化する工事種別は、以下のとおりとする。

No.	評価項目の 標準案	評価項目等を共通化する 工事種別
1	土木一式工事	海洋土木工事 下水道土木工事 トンネル工事 シールド工事 推進工事
2	舗装工事	
3	法面処理工事	法面処理工事1 法面処理工事2
4	鋼構造物工事	鋼製水門上部工事
5	橋梁上部工工事 (鋼橋上部工事)	鋼橋補強工事
6	橋梁上部工工事 (PC橋上部工事)	
7	建築一式工事	
8	建築設備工事 (管工事)	
9	建築設備工事 (電気工事)	
10	電気工事	
11	機械器具設置工事	

※上記に記載のない工事種別については、上記標準案を参考に、発注時に個別に評価項目等を検討するものとする。

(2) 建設工事における総合評価方式のタイプ別適用範囲を以下に示す。

工事種別	標準型	簡易型C	簡易型B	簡易型A
タイプ別適用範囲の基本的な考え方	発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用する。	発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用する。		
土木一式工事	【標準適用範囲】 ・予定価格12億円以上の工事に適用することを標準とする。 【特例規定】 ・予定価格3億円以上12億円未満の工事でも、技術的工夫の余地が大きい工事で、発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用することができる。	・簡易型Bの適用範囲の内、2テーマの提案を求める必要がある工事に適用する。	【標準適用範囲】 ・予定価格7千万円以上12億円未満の工事に適用することを標準とする。 【特例規定】 ・予定価格3千万円以上7千万円未満の工事でも、適切で確実な施工を行うための工夫や配慮について、提案を求める必要がある工事に適用することができる。	【標準適用範囲】 ・予定価格5千万円以上7千万円未満の工事に適用することを標準とする。 【特例規定】 ・予定価格3千万円以上5千万円未満の工事でも「企業の能力」及び「技術者の能力」を評価する必要がある工事に適用することができる。 ・予定価格7千万円以上3億円未満の工事でも、技術的な工夫の余地が小さく、提案を求める必要がない工事に適用することができる。
舗装工事			・予定価格3千万円以上12億円未満の工事に適用する。	
法面処理工事	【標準適用範囲】 ・予定価格12億円以上の工事に適用することを標準とする。	<法面処理工事1> ・簡易型Bの適用範囲の内、2テーマの提案を求める必要がある工事に適用する。 <法面処理工事2> ・予定価格3千万円以上12億円未満の工事に適用する。	<法面処理工事1> ・予定価格3千万円以上12億円未満の工事に適用する。	
鋼構造物工事	【特例規定】 ・予定価格2億円以上12億円未満の工事でも、技術的工夫の余地が大きい工事で、発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用することができる。	【標準適用範囲】 ・予定価格7千万円以上12億円未満の工事に適用する。 【特例規定】 ・予定価格3千万円以上7千万円未満の工事でも、適切で確実な施工を行うための工夫や配慮について、提案を求める必要がある工事に適用することができる。		
橋梁上部工事(鋼橋上部工)		・予定価格3千万円以上12億円未満の工事に適用する。		
橋梁上部工事(PC橋上部工)		・予定価格3千万円以上12億円未満の工事に適用する。		
建築一式工事	【標準適用範囲】 ・予定価格12億円以上の工事に適用することを標準とする。 【特例規定】 ・予定価格5億円以上12億円未満の工事でも、技術的工夫の余地が大きい工事で、発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用することができる。	・簡易型Bの適用範囲の内、2テーマの提案を求める必要がある工事に適用する。	【標準適用範囲】 ・予定価格5億円以上12億円未満の工事に適用することを標準とする。 【特例規定】 ・予定価格1億円以上5億円未満の工事でも、適切で確実な施工を行うための工夫や配慮について、提案を求める必要がある工事に適用することができる。	【標準適用範囲】 ・予定価格1億円以上5億円未満の工事に適用することを標準とする。 【特例規定】 ・予定価格3千万円以上1億円未満の工事でも「企業の能力」及び「技術者の能力」を評価する必要がある工事に適用することができる。 ・予定価格5億円以上12億円未満の工事でも、技術的な工夫の余地が小さく、提案を求める必要がない工事に適用することができる。
建築設備工事(管工事)		・簡易型Bの適用範囲の内、2テーマの提案を求める必要がある工事に適用する。	【標準適用範囲】 ・予定価格2億円以上12億円未満の工事に適用することを標準とする。 【特例規定】 ・予定価格3千万円以上2億円未満の工事でも、適切で確実な施工を行うための工夫や配慮について、提案を求める必要がある工事に適用することができる。	【標準適用範囲】 ・予定価格7千万円以上2億円未満の工事に適用することを標準とする。 【特例規定】 ・予定価格3千万円以上7千万円未満の工事でも「企業の能力」及び「技術者の能力」を評価する必要がある工事に適用することができる。
建築設備工事(電気工事)	【標準適用範囲】 ・予定価格12億円以上の工事に適用することを標準とする。 【特例規定】 ・予定価格2億円以上12億円未満の工事でも、技術的工夫の余地が大きい工事で、発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用することができる。	・簡易型Bの適用範囲の内、2テーマの提案を求める必要がある工事に適用する。	【標準適用範囲】 ・予定価格2億円以上12億円未満の工事に適用することを標準とする。 【特例規定】 ・予定価格3千万円以上2億円未満の工事でも、適切で確実な施工を行うための工夫や配慮について、提案を求める必要がある工事に適用することができる。	【標準適用範囲】 ・予定価格7千万円以上2億円未満の工事に適用することを標準とする。 【特例規定】 ・予定価格3千万円以上7千万円未満の工事でも「企業の能力」及び「技術者の能力」を評価する必要がある工事に適用することができる。
電気工事		・簡易型Bの適用範囲の内、2テーマの提案を求める必要がある工事に適用する。	【標準適用範囲】 ・予定価格7千万円以上12億円未満の工事に適用することを標準とする。 【特例規定】 ・予定価格3千万円以上7千万円未満の工事でも、適切で確実な施工を行うための工夫や配慮について、提案を求める必要がある工事に適用することができる。	・予定価格3千万円以上7千万円未満の工事において「企業の能力」及び「技術者の能力」を評価する必要がある工事に適用することができる。
機械器具設置工事		・簡易型Bの適用範囲の内、2テーマの提案を求める必要がある工事に適用する。	【標準適用範囲】 ・予定価格7千万円以上12億円未満の工事に適用することを標準とする。 【特例規定】 ・予定価格3千万円以上7千万円未満の工事でも、適切で確実な施工を行うための工夫や配慮について、提案を求める必要がある工事に適用することができる。	・予定価格3千万円以上7千万円未満の工事において「企業の能力」及び「技術者の能力」を評価する必要がある工事に適用することができる。

(3) 建設工事における評価項目、評価基準及び得点配分の標準案を以下に示す。

【土木一式工事】

			業名箇所選択可		業名箇所配点案可																	
大項目	中項目	小項目	標準型				簡易型C				簡易型B				簡易型A				配点(標準点)			
			技術テーマ3テーマ				技術テーマ2テーマ				技術テーマ1テーマ				技術なし							
			配点				配点				配点				配点							
企業 の 能 力 等	地域精進 度・貢献度	地域精進 度	本店等所在地	20	20		10	10			10	10			10	10			〇〇内:10点 上記以外の〇〇内:0点 ※県外業者が入れに参加する場合の標準点:20点			
		地域貢献 度	地域維持型維持修繕等業務委託/道路等の小規模修繕業務委託元請実績				3				3				3				有:3点 無:0点			
			公共施設活性化活動実績				3	15			3	15			3	15			有:3点 無:0点			
			災害協定の評価				9				9				9				災害協定1の実績あり:9点 災害協定2の実績あり:3点 上記以外:0点			
	担い手確保・育 成の取組	男女共同参画活動実績																	該当する項目により得られる合計点数 ・男女共同参画活動実績(1点) ・障がい者雇用実績(1点) ・人権に関する取組実績(1点) ・「みえる・わかる・つながる!職業ポータルサイト」Webページへの登録(1点) ・現場見学会等の開催実績(1点) ・不当要求防止責任者講習の受講実績(1点) ・職場環境づくりの実績 (1)ユースエール認証制度の認定実績(2点) (2)三重の働き方改革推進企業登録制度の登録実績(1点) ※(1)と(2)は重複して評価しません。			
		障がい者雇用実績																				
		人権に関する取組実績																				
		「みえる・わかる・つながる!職業ポータルサイト」Webページへの登録																				
		現場見学会等の開催実績																				
		不当要求防止責任者講習の受講実績																				
		職場環境づくりの実績																				
		県内産産材の使用																				
		県内企業による施工	5	5		5	5			5	5			5	5			県内企業による施工の割合 90(70)%以上:5点 県内企業による施工の割合 70(50)%以上:3点 上記以外:0点				
		建設業者団 体の取組	建設業者団体の取組実績	2	2		2	2			2	2			2	2				・取組① SNS(X等)を活用した建設業の魅力発信 ・取組② 高校教員との交流会の開催 ・取組③ 女子学生と女性技術者との交流会の開催 ・取組④ 入職前の職業教育及び入職後の教育訓練の実施 建設業者団体による全ての取組実績あり:2点 取組実績無:0点		
	建設業者団体地域組織の取組 実績		1	1	101	1	1	98		1	1	98		1	1	93		・取組① 現場見学会 ・取組② 出前授業 ・取組③ 実習授業 建設業者団体の各地域組織によるいずれかの取組実績あり:1点 取組実績無:0点				
	建設企業の取組実績		1	1		1	1			1	1			1	1			・取組① キャリアパスの策定 ・取組② キャリアアップの支援 ・取組③ 福利厚生の実施 ・取組④ ハラスメント研修 上記のうち2項目の実績あり:1点 取組実績無:0点				
	企業の工事 実績		企業の工事実績	40		146	20		123		20		123		20		113		簡易型 評価対象工事(同種工事)の実績あり:20点 評価対象工事(類似工事)の実績あり:15点 上記以外:0点			
	企業 の 技術力等	工事成績	申告工事成績点又は総合点	20	68	20	48		20	48		20	43					①企業が自ら選んだ直近過去3年度及び当該年度の入札公告日までの四日市市港湾組合若しくは三重県の工事成績点、又は国土交通省(中部地方整備局、近畿地方整備局)が前年度公表している工事成績評定平均点を評価(85点以上:20点、75点~85点未満:(申告工事成績点-75点)+10点、75点未満:10点) ②四日市市港湾組合若しくは三重県の工事成績点及び国土交通省(中部地方整備局、近畿地方整備局)の工事成績評定平均点がない場合は、入札公告日時点の三重県建設工事等入札参加資格者名簿の総合点を評価(970点以上:10点、840点~970点未満:(総合点-840点)÷(970点-840点)×10、840点未満:0点)				
		品質マ ネジメント	品質マネジメントシステムの認証	3		3			3			3		3				有:3点 無:0点				
		労働安全衛生 管理	労働安全衛生マネジメントシステムの認証	5		5			5			5						有:5点 無:0点				
		災害時の 事業継続力	事業継続計画(BCP)策定の有無	2	2	2	2		2	2		2	2	2	2			有:2点 無:0点				
		受注工 事高	1級技術者1人あたりの公共機関等発注の契約額2千5百万円以上の土木一式工事の契約金額			10	10			10	10			10	10			5千円未満の場合:10点 5千円~1億5千万円未満の場合: 10÷(受注工事高-5千円)×10÷1億円 1億5千万円以上の場合は0点				
			1企業あたり当該年度の四日市市港湾組合発注の契約金額5百万円以上の土木一式工事の契約金額															(5千円未満の場合:3~5点) (5千円以上の場合は0点)				
		技術者の 能力	配置予定技術者の 工事実績	主任(監理)技術者又は現場代理人としての工事実績	40		20			20			10						簡易型B、C 評価対象工事(同種工事)の実績あり:20点 評価対象工事(類似工事)の実績あり:15点 上記以外:0点			
			配置予定技術者の 資格保有状況	技術士、1級土木施工管理技士、1級建設機械施工管理技士、又は国土交通大臣が建設業法第15条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者の割合(建設工事に係る割合)	45	45		25	25		25	25		20	20				標準型 評価対象工事(同種工事)の実績あり:40点 評価対象工事(類似工事)の実績あり:30点 上記以外:0点			
	配置予定技術者の CPD(継続学習制 度)		各団体が発行するCPDの取組実績	5		5			5			5		5				簡易型A 評価対象工事(同種工事)の実績あり:10点 評価対象工事(類似工事)の実績あり:5点 上記以外:0点				
																	資格保有:5点 上記以外:0点					
技術 提案 等	技術 提案	特記課題	発注者が指定するテーマ・項目	60			60			60								20点×3項目 優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点				
		特記課題	発注者が指定するテーマ・項目	40			40											20点×1項目 優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点				
		特記課題	発注者が指定するテーマ・項目	200	200	200		120	120	120		80	80	80				10点×2項目 優れている:10点 概ね優れている:8点 良好である:6点 概ね良好である:4点 上記以外:0点				
	ヒア リング	ヒアリング	配置予定技術者の 工事監理能力の確認等	40			20			20								20点×3項目 優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点				
換算前加算点満点			346				243				203				113							
加算点満点			35.00				25.00				20.00				10.00							

【舗装工事】

		着色箇所項目選択可			着色箇所配点変更可					
大項目	中項目	小項目	標準型 技術テーマ 3テーマ			簡易型B 技術テーマ 1テーマ			配点(標準点)	
			配点			配点				
企業 の 能 力 等	地域精進 度・貢献度	地域精進度	本店等所在地	10	10		10	10		〇〇業者:10点 準〇〇内業者:5点 上記以外:0点
		地域貢献度	地域維持・							

【法面処理工事】

			着色箇所項目選択可			着色箇所配点変更可																
大項目	中項目	小項目	標準型 技術テーマ 3テーマ						簡易型C 技術テーマ 2テーマ						簡易型B 技術テーマ 1テーマ						配点(標準点)	
			配点						配点						配点							
企業 の 能 力 等	地域精通 度・貢献度	地域精通度	本店等所在地	10	10				10	10				10	10			〇〇内に本店及び建設業法の主たる営業所あり:10点 県内に本店及び建設業法の主たる営業所あり:5点 上記以外:0点				
		地域貢献度	地域維持型維持修繕等業務委託／道路等小規模修繕業務委託記録実績						3					3			有:3点 無:0点					
			災害協定の評価						9	12				9	12		災害協定1の実績あり:9点 災害協定2の実績あり:3点 上記以外:0点					
			男女共同参画活動実績														該当する項目により得られる合計点数 ・男女共同参画活動実績(1点) ・障がい者雇用実績(1点) ・人権に関する取組実績(1点) ・「みえる・わかる・つながる!職業ポータルサイト」Webページへの登録(1点) ・現場見学会等の開催実績(1点) ・不当要求防止責任者講習の受講実績(1点) ・職場環境づくりの実績 (1)ユースエール認証制度の認定実績(2点) (2)三重の働き方改革推進企業登録制度の登録実績(1点) ※(1)と(2)は重複して評価しません。					
			障がい者雇用実績																			
			人権に関する取組実績																			
			「みえる・わかる・つながる!職業ポータルサイト」Webページへの登録																			
			現場見学会等の開催実績																			
			不当要求防止責任者講習の受講実績																			
			職場環境づくりの実績																			
			県内産資材の使用													(全て県内産を使用:5点) (上記以外:0点)						
			県内企業による施工	5	5				5	5				5	5		県内企業による施工の割合 90(70)%以上:5点 県内企業による施工の割合 70(50)%以上:3点 上記以外:0点					
	企業の 技術力等	工事実績	企業の実績	20					20					20			とび・土工・コンクリート工事で評価対象工事(同種工事)の実績あり:20点 他工事で評価対象工事①の実績あり:15点 とび・土工・コンクリート工事で評価対象工事(類似工事)の実績あり:10点 他工事で評価対象工事①の実績あり:5点 上記以外:0点					
			品質マネジメント	品質マネジメントシステムの認証	3	28			3	28			3	28		有:3点 無:0点						
			労働安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステムの認証	5				5				5			有:5点 無:0点						
			施工能力	専門工事に必要となる 主要機材の保有状況	10	10			10	10			10	10		自社保有:10点 長期リース(3年以上):5点 上記以外:0点						
	技術者の 能力	技術者の 能力	配置予定技術者の 工事実績	主任(監理)技術者又は 現場代理人としての工事実績	25				25				25			とび・土工・コンクリート工事で評価対象工事(同種工事)の実績あり:25点 他工事で評価対象工事①の実績あり:20点 とび・土工・コンクリート工事で評価対象工事(類似工事)の実績あり:15点 他工事で評価対象工事①の実績あり:10点 上記以外:0点						
			配置予定技術者の 資格保有状況	法面工事に係る資格	5	35	35			5	35	35		5	35	35	有:5点 無:0点					
			配置予定技術者の CPD(継続学習制度)取組実績	各団体が発行するCPDの 取組実績	5				5				5			推奨単位以上:5点 推奨単位の1/2以上:3点 左記以外:0点						
技術 提案 等	技術 提案	特記課題	発注者が指定するテーマ・項目	80				80				80			30点×2項目 優れている:30点 概ね優れている:25点 良好である:20点 概ね良好である:15点 上記以外:0点	20点×1項目 優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点						
		特記課題	発注者が指定するテーマ・項目	60				60							20点×3項目 優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点							
		特記課題	発注者が指定するテーマ・項目	80											30点×2項目 優れている:30点 概ね優れている:25点 良好である:20点 概ね良好である:15点 上記以外:0点	20点×1項目 優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点						
	ヒア リング	ヒアリング	配置予定技術者の 工事監理能力の確認等	20				20				20			優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点							
換算前加算点満点				332						264						204						
加算点満点				35.00						25.00						20.00						

【鋼構造物工事】

			着色箇所項目選択可				着色箇所配点変更可								
大項目		中項目	小項目	標準型 技術テーマ 3テーマ				簡易型C 技術テーマ 2テーマ				配点(標準点)			
				配点				配点							
企業 の 能 力 等	地域精 通 度 ・ 貢 献 度	地域精 通 度	本店等所在地	20	25	62	87	20	25	62	87	三重県内に本店及び建設業法上の主たる営業所あり:20点 三重県内に建設業法上の営業所あり:5点 上記以外:0点			
			施工箇所地域における工事実績	5				5				〇〇内の工事実績あり:5点 上記以外:0点			
			男女共同参画活動実績									該当する項目により得られる合計点数 ・男女共同参画活動実績(1点) ・障がい者雇用実績(1点) ・人権に関する取組実績(1点) ・「みえる・わかる・つながる!職業ポータルサイト」Webページへの登録(1点) ・現場見学会等の開催実績(1点) ・不当要求防止責任者講習の受講実績(1点) ・職場環境づくりの実績 (1)ユースエール認証制度の認定実績(2点) (2)三重の働き方改革推進企業登録制度の登録実績(1点) ※(1)と(2)は重複して評価しません。			
			障がい者雇用実績												
			人権に関する取組実績												
			「みえる・わかる・つながる!職業ポータル サイト」Webページへの登録												
			現場見学会等の開催実績												
			不当要求防止責任者講習の受 講実績												
			職場環境づくりの実績												
			県内企業による施工	5	5			5	5			県内企業による施工の割合 90(70)%以上:5点 県内企業による施工の割合 70(50)%以上:3点 上記以外:0点			
	企業の 技術力等	工事実績	企業の工事実績	20	20			評価対象工事(同種工事)の実績あり:20点 評価対象工事(類似工事)の実績あり:10点 上記以外:0点							
		品質マネジメント	品質マネジメントシステムの認証	3	3			有:3点 無:0点							
		労働安全衛生管理	労働安全衛生マネジメント システムの認証	5	5			有:5点 無:0点							
技術者の 能力	技術者の 能力	配置予定技術者の 工事実績	主任(監理)技術者又は 現場代理人としての工事実績	20	25	25	20	25	25	評価対象工事(同種工事)の実績あり:20点 評価対象工事(類似工事)の実績あり:10点 上記以外:0点					
		配置予定技術者の CPD(継続学習制 度)取組実績	各団体が発行するCPDの 取組実績	5			5			推奨単位以上:5点 推奨単位の1/2以上:3点 左記以外:0点					
技術 提案 等	技術 提案	特記課題	発注者が指定するテーマ・項目	80	260	260	260	80	160	160	160	30点×2項目 優れている:30点 概ね優れている:25点 良好である:20点 概ね良好である:15点 上記以外:0点	20点×1項目 優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点		
		特記課題	発注者が指定するテーマ・項目	60				60				20点×3項目 優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点			
		特記課題	発注者が指定するテーマ・項目	80								30点×2項目 優れている:30点 概ね優れている:25点 良好である:20点 概ね良好である:15点 上記以外:0点	20点×1項目 優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点		
	ヒア リング	ヒアリング	配置予定技術者の 工事監理能力の確認等	40	20	簡易型 優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点	標準型 優れている:40点 概ね優れている:30点 良好である:20点 概ね良好である:10点 上記以外:0点								
換算前加算点満点				347				247							
加算点満点				35.00				25.00							

【橋梁上部工工事(鋼橋上部工事)】

				着色箇所項目選択可				着色箇所配点変更可				着色箇所配点変更可				
大項目		中項目	小項目	標準型 技術テーマ 3テーマ				簡易型C 技術テーマ 2テーマ				配点(標準点)				
				配点				配点								
企 業 の 能 力 等	地域精 通度・貢 献度	地域精通度	本店等所在地	20	20			20	20			三重県内に本店及び建設業法上の主たる営業所あり:20点 三重県内に建設業法上の営業所又は自社工場あり:5点 上記以外:0点 該当する項目により得られる合計点数 ・男女共同参画活動実績(1点) ・障がい者雇用実績(1点) ・人権に関する取組実績(1点) ・「みえる・わかる・つながる!職業ポータル サイト」Webページへの登録(1点) ・「みえる・わかる・つながる!職業ポータルサイト」Webページへの登録(1点) ・現場見学会等の開催実績(1点) ・不当要求防止責任者講習の受講実績(1点) ・職場環境づくりの実績 (1)ユースエール認証制度の認定実績(2点) (2)三重の働き方改革推進企業登録制度の登録実績(1点) ※(1)と(2)は重複して評価しません。				
			男女共同参画活動実績													
			障がい者雇用実績													
			人権に関する取組実績													
			「みえる・わかる・つながる!職業ポータル サイト」Webページへの登録													
			現場見学会等の開催実績													
			不当要求防止責任者講習の受 講実績													
			職場環境づくりの実績													
			県内企業による施工	5	5			5	5							県内企業による施工の割合 90(70)%以上:5点 県内企業による施工の割合 70(50)%以上:3点 上記以外:0点 評価対象工事(同種工事)の実績あり:30点 評価対象工事(類似工事)の実績あり:15点 上記以外:0点 90点以上の場合:5点 75点~90点未満の場合: (5箇年平均成績点-75)×5/15 (小数点以下切り捨て) 75点未満の場合:0点 有:3点 無:0点 有:5点 無:0点
	工事实績	企業の工事实績	30			30										
	工事成績	平均工事成績(5箇年)	5			5										
	品質マネジメント	品質マネジメントシステム の認証	3			3										
	労働安全衛生管理	労働安全衛生マネジメント システムの認証	5			5										
技術者の 能力	技術者の 能力	配置予定技術者の 工事实績	主任(監理)技術者又は 現場代理人としての工事实績	20	25	25		20	25	25	評価対象工事(同種工事)の実績あり:20点 評価対象工事(類似工事)の実績あり:10点 上記以外:0点 推奨単位以上:5点 推奨単位の1/2以上:3点 左記以外:0点					
		配置予定技術者の CPD(継続学習制 度)取組実績	各団体が発行するCPDの 取組実績	5			5									
技術 提案 等	技術 提案	特記課題	発注者が指定するテーマ・項目	80				80			30点×2項目 優れている:30点 概ね優れている:25点 良好である:20点 概ね良好である:15点 上記以外:0点 20点×1項目 優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点 20点×3項目 優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点 30点×2項目 優れている:30点 概ね優れている:25点 良好である:20点 概ね良好である:15点 上記以外:0点 20点×1項目 優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点					
		特記課題	発注者が指定するテーマ・項目	60				60								
		特記課題	発注者が指定するテーマ・項目	80												
	ヒア リング	ヒアリング	配置予定技術者の 工事監理能力の確認等		40				20			簡易型 優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点 標準型 優れている:40点 概ね優れている:30点 良好である:20点 概ね良好である:10点 上記以外:0点				
換算前加算点満点				357				257								
加算点満点				35.00				25.00								

【橋梁上部工工事(PC橋上部工事)】

高色箇所項目選択可				着色箇所配点変更可								
大項目		中項目	小項目	標準型 技術テーマ 3テーマ				簡易型C 技術テーマ 2テーマ				配点(標準点)
				配点				配点				
企業 の 能 力 等	地域精 通 度・貢 献 度	地域精 通 度	本店等所在地	5	5			5	5			三重県内に建設業法上の営業所あり又は三重県内に橋梁上部工製作のための 自社工場あり:5点 上記以外:0点
			男女共同参画活動実績								該当する項目により得られる合計点数 ・男女共同参画活動実績(1点) ・障がい者雇用実績(1点) ・人権に関する取組実績(1点) ・「みえる・わかる・つながる!職業ポータル サイト」Webページへの登録(1点) ・現場見学会等の開催実績(1点) ・不当要求防止責任者講習の受講実績(1点) ・職場環境づくりの実績 (1) ユースエール認証制度の認定実績(2点) (2) 三重の働き方改革推進企業登録制度の登録実績(1点) ※(1)と(2)は重複して評価しません。	
			障がい者雇用実績									
			人権に関する取組実績									
			「みえる・わかる・つながる!職業ポータル サイト」Webページへの登録									
			現場見学会等の開催実績									
			不当要求防止責任者講習の受 講実績									
			職場環境づくりの実績									
			県内企業による施工	5	5			5	5		県内企業による施工の割合 90(70)%以上:5点 県内企業による施工の割合 70(50)%以上:3点 上記以外:0点	
	企業の 技術力等	工事実 績	企業の工事実績	30				30			評価対象工事(同種工事)の実績あり:30点 評価対象工事(類似工事)の実績あり:15点 上記以外:0点	
			工事成績	平均工事成績(5箇年)	5	43			5	43		90点以上の場合:5点 75点~90点未満の場合: (5箇年平均成績点-75)×5/15 (小数点以下切り捨て) 75点未満の場合:0点
			品質マネジメント	品質マネジメントシステムの認証	3				3			有:3点 無:0点
			労働安全衛生管理	労働安全衛生マネジメント システムの認証	5				5			有:5点 無:0点
技術者の 能力	技術者の 能力	配置予定技術者の 工事実績	主任(監理)技術者又は 現場代理人としての工事実績	20	25	25		20	25	25	評価対象工事(同種工事)の実績あり:20点 評価対象工事(類似工事)の実績あり:10点 上記以外:0点	
		配置予定技術者の CPD(継続学習制 度)取組実績	各団体が発行するCPDの 取組実績	5				5			推奨単位以上:5点 推奨単位の1/2以上:3点 左記以外:0点	
技術 提 案 等	技術 提 案	特記課題	発注者が指定するテーマ・項目	80				80			30点×2項目 優れている:30点 概ね優れている:25点 良好である:20点 概ね良好である:15点 上記以外:0点	20点×1項目 優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点
		特記課題	発注者が指定するテーマ・項目	60				60			20点×3項目 優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点	
		特記課題	発注者が指定するテーマ・項目	80							30点×2項目 優れている:30点 概ね優れている:25点 良好である:20点 概ね良好である:15点 上記以外:0点	20点×1項目 優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点
	ヒア リング	ヒアリング	配置予定技術者の 工事監理能力の確認等	40				20			簡易型 優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点	標準型 優れている:40点 概ね優れている:30点 良好である:20点 概ね良好である:10点 上記以外:0点
換算前加算点満点				342				242				
加算点満点				35.00				25.00				

【建築一式工事】

着色箇所項目選択可			着色箇所配点変更可																				
大項目	中項目	小項目	標準型 技術テーマ 3テーマ				簡易型C 技術テーマ 2テーマ				簡易型B 技術テーマ 1テーマ				簡易型A 技術テーマ なし				配点(標準点)				
			配点				配点				配点				配点								
企業 の 能 力 等	地域精通 度・貢献度	地域精通度	本店等所在地	20	20				10	10				10	10				10	10			簡易型 〇〇内:10点 ××内:5点 左記以外:0点
		地域貢献度	災害協定の評価						9	9				9	9				9	9			標準型 〇〇内:20点 ××内:10点 左記以外:0点
			男女共同参画活動実績																				該当する項目により得られる合計点数 ・男女共同参画活動実績(1点) ・障がい者雇用実績(1点) ・人権に関する取組実績(1点) ・「みえる・わかる・つながる! 職業ポータル サイト」Webページへの登録 (1点) ・現場見学会等の開催実績(1点) ・不当要求防止責任者講習の受講実績(1点) ・職場環境づくりの実績 (1) ユースエール認証制度の認定実績(2点) (2) 三重の働き方改革推進企業登録制度の登録実績(1点) ※(1)と(2)は重複して評価しません。
			障がい者雇用実績																				
			人権に関する取組実績																				
			「みえる・わかる・つながる! 職業ポータル サイト」Webページへの登録																				
			現場見学会等の開催実績																				
			不当要求防止責任者講習の受 講実績																				
			職場環境づくりの実績																				
			県内産資材の使用																			(全て県内産を使用:5点) (上記以外:0点)	
			県内企業による施工	5	5						5	5				5	5			5	5		県内企業による施工の割合 90(70)%以上:5点 県内企業による施工の割合 70(50)%以上:3点 上記以外:0点
	企業の 技術力等	工事実績	企業の工事実績	30					30					30					30				評価対象工事(同種工事)の実績あり:30点 評価対象工事(類似工事)の実績あり:15点 上記以外:0点
		品質マネジメント	品質マネジメントシステムの認証	3	38				3	38				3	38				3	38			有:3点 無:0点
		労働安全衛生管理	労働安全衛生マネジメント システムの認証	5					5					5					5				有:5点 無:0点
技術者の 能力	技術者の 能力	配置予定技術者の 工事実績	主任(監理)技術者又は 現場代理人としての工事実績	30				30					30					30				評価対象工事(同種工事)の実績あり:30点 評価対象工事(類似工事)の実績あり:15点 上記以外:0点	
		配置予定技術者の CPD(継続学習制 度)取組実績	各団体が発行するCPDの 取組実績	5	35	35			5	35	35			5	35	35			5	35	35		推奨単位以上:5点 推奨単位の1/2以上:3点 左記以外:0点
技術 提案 等	技術 提案	特記課題	発注者が指定するテーマ・項目	80				80					80									30点×2項目 優れている:30点 概ね優れている:25点 良好である:20点 概ね良好である:15点 上記以外:0点	20点×1項目 優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点
		特記課題	発注者が指定するテーマ・項目	60				60														20点×3項目 優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点	
		特記課題	発注者が指定するテーマ・項目	80	240	240	240		160	160	160		100	100	100							30点×2項目 優れている:30点 概ね優れている:25点 良好である:20点 概ね良好である:15点 上記以外:0点	20点×1項目 優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点
	ヒア リング	ヒアリング	配置予定技術者の 工事監理能力の確認等	20				20					20									優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点	
換算前加算点満点				342				261				201				101							
加算点満点				35.00				25.00				20.00				10.00							

【建築設備工事(管工事)】

着色箇所項目選択可			着色箇所配点変更可												配点(標準点)				
大項目	中項目	小項目	標準型 技術テーマ 3テーマ				簡易型C 技術テーマ 2テーマ				簡易型B 技術テーマ 1テーマ					簡易型A 技術テーマ なし			
			配点				配点				配点					配点			
企業 の 能 力 等	地域精通 度・貢献度	地域精通度	15	15			15	15			15	15			15	15		〇〇内:15点 ××内:5点 左記以外:0点	
		地域貢献度	災害協定の評価	6	6			6	6			6	6			6	6	災害協定の実績(2協定以上)あり:6点 災害協定の実績(1協定)あり:3点 上記以外:0点	
			男女共同参画活動実績															該当する項目により得られる合計点数 ・男女共同参画活動実績(1点) ・障がい者雇用実績(1点) ・人権に関する取組実績(1点) ・「みえる・わかる・つながる! 職業ポータルサイト」Webページへの登録(1点) ・現場見学会等の開催実績(1点) ・不当要求防止責任者講習の受講実績(1点) ・職場環境づくりの実績 (1)ユースエール認証制度の認定実績(2点) (2)三重の働き方改革推進企業登録制度の登録実績(1点) ※(1)と(2)は重複して評価しません。	
			障がい者雇用実績																
			人権に関する取組実績																
			「みえる・わかる・つながる! 職業ポータル サイト」Webページへの登録																
			現場見学会等の開催実績																
			不当要求防止責任者講習の受 講実績																
			職場環境づくりの実績																
			第一種フロン充填回収業者登 録					5	5			5	5			5	5		県知事登録業者:5点 上記以外:0点
	企業の 技術力等		県内企業による施工 (※自動制御、消防施設、浄化 槽、特殊ガス等メーカー専門工 事は、対象外)	5	5			5	5			5	5			5	5	県内企業による施工の割合 90(70)%以上:5点 県内企業による施工の割合 70(50)%以上:3点 上記以外:0点	
		工事実績	企業の工事実績	30		83	20		83	20		78	20		73	20		73	簡易型 評価対象工事(同種工事)の実績あり:20点 評価対象工事(類似工事)の実績あり:10点 上記以外:0点
			工事成績	平均工事成績	38		128	5	33	118	5	33	108	5	33	93	5	33	標準型 評価対象工事(同種工事)の実績あり:30点 評価対象工事(類似工事)の実績あり:15点 上記以外:0点
		品質マネジメント	品質マネジメントシステムの認証	3			3			3			3			3			84点以上の場合:5点 80点～84点未満の場合: (平均工事成績点-79)×5/5 (小数点以下切り捨て) 80点未満の場合:0点
		労働安全衛生管理	労働安全衛生マネジメント システムの認証	5			5			5			5			5			有:3点 無:0点
		施工能力	登録基幹技能者配置		15	15			15	15			10	10			5	5	有:5点 無:0点
																	「登録配管基幹技能者」「登録ダクト基幹技能者」「登録冷凍空調基幹技能者」の 配置個数に応じて配点(各5点) 標準、簡易型C 3資格の配置:15点 2資格の配置:10点 1資格の配置:5点 上記以外:0点		
技術者の 能力	技術者の 能力	配置予定技術者の 工事実績	主任(監理)技術者又は 現場代理人としての工事実績	30			20			20			10		20	20	簡易型B、C 評価対象工事(同種工事)の実績あり:20点 評価対象工事(類似工事)の実績あり:10点 上記以外:0点		
		配置予定技術者の 資格保有状況	管工事に係る資格	10			10			5			5			5		標準型 評価対象工事(同種工事)の実績あり:30点 評価対象工事(類似工事)の実績あり:15点 上記以外:0点	
		配置予定技術者の CPD(継続学習制 度)取組実績	各団体が発行するCPDの 取組実績	5			5			5			5			5		簡易型A 評価対象工事(同種工事)の実績あり:10点 評価対象工事(類似工事)の実績あり:5点 上記以外:0点	
技術 提案 等	技術 提案	特記課題	発注者が指定するテーマ・項目	80			80			80							30点×2項目 優れている:30点 概ね優れている:25点 良好である:20点 概ね良好である:15点 上記以外:0点		
		特記課題	発注者が指定するテーマ・項目	60			60										20点×3項目 優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点		
		特記課題	発注者が指定するテーマ・項目	80	240	240	240	160	160	160	100	100	100					30点×2項目 優れている:30点 概ね優れている:25点 良好である:20点 概ね良好である:15点 上記以外:0点	
	ヒア リング	ヒアリング	配置予定技術者の 工事監理能力の確認等	20			20			20							20点×1項目 優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点		
換算前加算点満点			368				278				208				93				
加算点満点			35.00				25.00				20.00				10.00				

【建築設備工事(電気工事)】

着色箇所項目選択可				着色箇所配点変更可																
大項目	中項目	小項目	標準型 技術テーマ 3テーマ				簡易型C 技術テーマ 2テーマ				簡易型B 技術テーマ 1テーマ				簡易型A 技術テーマ なし				配点(標準点)	
			配点				配点				配点				配点					
企業 の 能 力 等	地域精 進・貢 献度	地域精進度	本店等所在地	15	15			15	15				15	15			15	15	〇〇内:15点 ××内:5点 左記以外:0点	
		地域貢献度	災害協定の評価	6	6			6	6			6	6			6	6	災害協定の実績(2協定以上)あり:6点 災害協定の実績(1協定)あり:3点 上記以外:0点		
			男女共同参画活動実績																該当する項目により得られる合計点数 ・男女共同参画活動実績(1点) ・障がい者雇用実績(1点) ・人権に関する取組実績(1点) ・「みえる・わかる・つながる!職業ポータルサイト」Webページへの登録(1点) ・現場見学会等の開催実績(1点) ・不当要求防止責任者講習の受講実績(1点) ・職場環境づくりの実績 (1)ユースール認証制度の認定実績(2点) (2)三重の働き方改革推進企業登録制度の登録実績(1点) ※(1)と(2)は重複して評価しません。	
			障がい者雇用実績																	
			人権に関する取組実績																	
			「みえる・わかる・つながる!職業ポータルサイト」Webページへの登録																	
			現場見学会等の開催実績																	
			不当要求防止責任者講習の受講実績																	
			職場環境づくりの実績																	
		県内企業による施工	5	5			5	5			5	5			5	5	県内企業による施工の割合 90(70)%以上:5点 県内企業による施工の割合 70(50)%以上:3点 上記以外:0点			
	企業の 技術力等	工事实績	企業の工事实績	30				30				30				30		98	評価対象工事(同種工事)の実績あり:30点 評価対象工事(類似工事)の実績あり:15点 上記以外:0点	
		工事成績	平均工事成績		38			5	43			5	43			5	38	85点以上の場合:5点 75点~85点未満の場合: (平均工事成績点-75)×5/10 (小数点以下切り捨て) 75点未満の場合:0点		
		品質マネジメント	品質マネジメントシステムの認証	3				3				3				3		有:3点 無:0点		
		労働安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステムの認証	5				5				5						有:5点 無:0点		
		施工能力	登録基幹技能者配置	5	5			5	5			5	5			5	5	「登録電気工事基幹技能者」の配置 ・有:5点 ・無:0点		
技術者の 能力	技術者の 能力	配置予定技術者の 工事实績	主任(監理)技術者又は 現場代理人としての工事实績	30	35	35		20	25	25		20	25	25		20	25	簡易型 評価対象工事(同種工事)の実績あり:20点 評価対象工事(類似工事)の実績あり:10点 上記以外:0点 標準型 評価対象工事(同種工事)の実績あり:30点 評価対象工事(類似工事)の実績あり:15点 上記以外:0点		
		配置予定技術者の CPD(継続学習制 度)取組実績	各団体が発行するCPDの 取組実績	5				5				5				5		推奨単位以上:5点 推奨単位の1/2以上:3点 左記以外:0点		
技術 提案 等	技術 提案	特記課題	発注者が指定するテーマ・項目	80				80				80						30点×2項目 優れている:30点 概ね優れている:25点 良好である:20点 概ね良好である:15点 上記以外:0点 20点×1項目 優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点		
		特記課題	発注者が指定するテーマ・項目	60				60										20点×3項目 優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点		
		特記課題	発注者が指定するテーマ・項目	80	240	240	240		160	160	160		100	100	100			30点×2項目 優れている:30点 概ね優れている:25点 良好である:20点 概ね良好である:15点 上記以外:0点 20点×1項目 優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点		
	ヒア リング	ヒアリング	配置予定技術者の 工事監理能力の確認等	20				20				20						優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点		
換算前加算点満点				348				263				203				98				
加算点満点				35.00				25.00				20.00				10.00				

【電気工事】

			着色箇所項目選択可		着色箇所配点変更可													
大項目	中項目	小項目	標準型 技術テーマ 3テーマ			簡易型C 技術テーマ 2テーマ			簡易型B 技術テーマ 1テーマ			簡易型A 技術テーマ なし			配点 (標準点)			
			配点			配点			配点			配点						
企業 の 能 力 等	地域精通度・貢献度	本店等所在地	10	15		10	15		10	15		10	15		三重県内に本店及び建設業法上の主たる営業所あり:10点 三重県内に建設業法上の営業所あり又は自社工場あり:5点 上記以外:0点			
		県内における工事実績	5			5			5			5			過去5箇年の四日市港管理組合及び三重県発注の電気工事の実績あり:5点 上記以外:0点			
		地域貢献度	公共施設美化活動実績		0										(有:3点) (無:0点)			
			災害協定の評価				3		3		3		災害協定の実績あり:3点 上記以外:0点					
	企業の技術力等	男女共同参画活動実績		72		65		65		100		100	105	該当する項目により得られる合計点数 ・男女共同参画活動実績(1点) ・障がい者雇用実績(1点) ・人権に関する取組実績(1点) ・「みえる・わかる・つながる!職業ポータルサイト」Webページへの登録(1点) ・現場見学会等の開催実績(1点) ・不当要求防止責任者講習の受講実績(1点) ・職場環境づくりの実績 (1)ユースメール認証制度の認定実績(2点) (2)三重の働き方改革推進企業登録制度の登録実績(1点) ※(1)と(2)は重複して評価しません。				
		障がい者雇用実績																
		人権に関する取組実績																
		「みえる・わかる・つながる!職業ポータルサイト」Webページへの登録																
		現場見学会等の開催実績																
		不当要求防止責任者講習の受講実績																
		職場環境づくりの実績																
		県内産資材の使用																
		県内企業による施工	5		5		5		5		5				5	5	5	5
	企業の技術力等	工事実績	企業の工事実績	40			30			30			30		簡易型 評価対象工事(同種工事)の実績あり:30点 評価対象工事(類似工事)の実績あり:15点 上記以外:0点			
		工事成績	平均工事成績	48			38			38			38	5	標準型 評価対象工事(同種工事)の実績あり:40点 評価対象工事(類似工事)の実績あり:20点 上記以外:0点 85点以上の場合:5点 75点～85点未満の場合: (平均工事成績点-75)×5÷10 (小数点以下切り捨て) 75点未満の場合:0点			
		品質マネジメント	品質マネジメントシステムの認証	3			3			3			3		有:3点 無:0点			
		労働安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステムの認証	5			5			5				有:5点 無:0点				
	技術者の能力	技術者の能力	配置予定技術者の工事実績	主任(監理)技術者又は現場代理人としての工事実績	40	45	45		30	35	35		30	35	40	40	簡易型 評価対象工事(同種工事)の実績あり:30点 評価対象工事(類似工事)の実績あり:15点 上記以外:0点 標準型 評価対象工事(同種工事)の実績あり:40点 評価対象工事(類似工事)の実績あり:20点 上記以外:0点 推奨単位以上:5点 推奨単位の1/2以上:3点 上記以外:0点	
			配置予定技術者の資格保有状況	電気工事に係る資格														5
			配置予定技術者のCPD(継続学習制度)取組実績	各団体が発行するCPDの取組実績	5													5
	技術提案等	技術提案	特記課題	発注者が指定するテーマ・項目	80			80			80					30点×2項目 優れている:30点 概ね優れている:25点 良好である:20点 概ね良好である:15点 上記以外:0点		
特記課題			発注者が指定するテーマ・項目	60			60						20点×3項目 優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点					
特記課題			発注者が指定するテーマ・項目	80	240	240	240		160	160	160		100	100	100	30点×2項目 優れている:30点 概ね優れている:25点 良好である:20点 概ね良好である:15点 上記以外:0点		
ヒアリング		ヒアリング	配置予定技術者の工事監理能力の確認等	20			20			20					優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点			
換算前加算点満点				357			260			200			105					
加算点満点				35.00			25.00			20.00			10.00					

【機械器具設置工事】

			着色箇所項目選択可		着色箇所配点変更可																				
大項目	中項目	小項目	標準型 技術テーマ 3テーマ				簡易型C 技術テーマ 2テーマ				簡易型B 技術テーマ 1テーマ				簡易型A 技術テーマ なし				配点 (標準点)						
			配点				配点				配点				配点										
企業 の 能 力 等	地域精進 度・貢献度	地域精進 度	本店等所在地	10	15			10	15			10	15			10	15			三重県内に本店及び建設業法上の主たる営業所あり:10点 三重県内に建設業法上の営業所あり又は自社工場あり:5点 上記以外:0点					
			県内における工事実績	5				5				5				5				過去5箇年の三重県発注の機械器具設置工事の実績あり:5点 上記以外:0点					
		地域貢献度	公共施設美化活動実績		0				3				3				3			(有:3点) (無:0点)					
			災害協定の評価																	災害協定の実績あり:3点 上記以外:0点					
	企業の 技術力等		男女共同参画活動実績		72				65				65				60			該当する項目により得られる合計点数 ・男女共同参画活動実績(1点) ・障がい者雇用実績(1点) ・人権に関する取組実績(1点) ・「みえる・わかる・つながる!職業ポータルサイト」Webページへの登録(1点) ・現場見学会等の開催実績(1点) ・不当要求防止責任者講習の受講実績(1点) ・職場環境づくりの実績 (1)ユーザー認証制度の認定実績(2点) (2)三重の働き方改革推進企業登録制度の登録実績(1点) ※(1)と(2)は重複して評価しません。					
			障がい者雇用実績																						
			人権に関する取組実績																						
			「みえる・わかる・つながる!職業ポータル サイト」Webページへの登録																						
			現場見学会等の開催実績																						
			不当要求防止責任者講習の受 講実績																						
			職場環境づくりの実績																						
			県内産資材の使用																	(全て県内産を使用:5点) (上記以外:0点)					
	県内企業による施工		5	5	117	5	5	100	5	5	100	5	5	95	県内企業による施工の割合 90(70)%以上:5点 県内企業による施工の割合 70(50)%以上:3点 上記以外:0点										
	企業の 技術力等	工事実績	企業の工事実績	40	48			30	38			30	38			30	33			簡易型 評価対象工事(同種工事)の実績あり:30点 評価対象工事(類似工事)の実績あり:15点 上記以外:0点 標準型 評価対象工事(同種工事)の実績あり:40点 評価対象工事(類似工事)の実績あり:20点 上記以外:0点					
			品質マネジメント	品質マネジメントシステムの認証				3				3				3				3	有:3点 無:0点				
			労働安全衛生管理	労働安全衛生マネジメント システムの認証				5				5				5					有:5点 無:0点				
技術者の 能力	技術者の 能力	配置予定技術者の 工事実績	主任(監理)技術者又は 現場代理人としての工事実績	40	45	45		30	35	35		30	35	35		30	35	35		簡易型 評価対象工事(同種工事)の実績あり:30点 評価対象工事(類似工事)の実績あり:15点 上記以外:0点 標準型 評価対象工事(同種工事)の実績あり:40点 評価対象工事(類似工事)の実績あり:20点 上記以外:0点					
			配置予定技術者の 資格保有状況																		(有:5点) (無:0点)				
		配置予定技術者の CPD(継続学習制 度)取組実績	各団体が発行するCPDの 取組実績	5				5				5				5				5	推奨単位以上:5点 推奨単位の1/2以上:3点 左記以外:0点				
技術 提案 等	技術 提案 等	特記課題	発注者が指定するテーマ・項目	80				80				80								30点×2項目 優れている:30点 概ね優れている:25点 良好である:20点 概ね良好である:15点 上記以外:0点 20点×1項目 優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点					
		特記課題	発注者が指定するテーマ・項目	60				60												20点×3項目 優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点					
		特記課題	発注者が指定するテーマ・項目	80																30点×2項目 優れている:30点 概ね優れている:25点 良好である:20点 概ね良好である:15点 上記以外:0点 20点×1項目 優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点					
	ヒア リング	ヒアリング	配置予定技術者の 工事監理能力の確認等	20				20				20							優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点						
換算前加算点満点				357					260					200					95						
加算点満点				35.00					25.00					20.00					10.00						

6-7 標準案（測量・設計）

（１）測量・設計における評価項目、評価基準及び得点配分の標準案を以下に示す。

【設計業務（高度・標準）】

		着色箇所項目選択可		着色箇所配点変更可			
大項目		中項目	小項目	標準的な配点			配点(標準点)
企業 の 能 力 等	地域要件	所在地	本店所在地				(三重県内:10点) (県外:0点)
	社会 貢献度	社会貢献度	①次世代育成支援活動実績 ②男女共同参画活動実績 ③障がい者雇用実績 ④環境マネジメントシステムの認証 ⑤人権に関する取組実績	8	8	35	左記のうち5項目の実績(認証取得)あり:8点 左記のうち4項目の実績(認証取得)あり:7点 左記のうち3項目の実績(認証取得)あり:6点 左記のうち2項目の実績(認証取得)あり:5点 左記のうち1項目の実績(認証取得)あり:4点 実績(認証取得)なし:0点
	企業の 技術力等	企業の技術力等	品質マネジメントシステムの認証	2	27		有:2点 無:0点
			業務成績 (前年度までの3か年平均)	5			85点以上:5点 80点以上85点未満:4点 75点以上80点未満:3点 70点以上75点未満:2点 70点未満:0点
			評価対象業務の実績	20			評価対象業務(同種業務)の実績あり:20点 評価対象業務(類似業務)の実績あり:10点 上記以外:0点
技術者 要件	管理 技術者	業務執行技術力	評価対象業務の実績	20	45	45	評価対象業務(同種業務)の実績あり:20点 評価対象業務(類似業務)の実績あり:10点 上記以外:0点
		手持ち業務件数	管理技術者の(四日市港管理組合及び三重県発注業務委託の)手持ち業務件数	20			0件:20点 1件:15点 2件:10点 3件:5点 4件以上:0点
		管理技術者または 照査技術者の資格及び分野	資格の保有状況	5			技術士資格:5点 技術管理者:3点 RCCM:0点
技術力 要件	技術 提案等	技術提案	発注者が指定するテーマ・項目	50	70	70	70 優れている:50点 概ね優れている:45点 良好である:40点 概ね良好である:35点 上記以外:0点
		ヒアリング	専門技術力	20			優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点
技術評価点				150			
価格評価点				70			

【設計業務(難度)】

		青色箇所項目選択可		青色箇所配点変更可					
大項目		中項目	小項目	標準的な配点		配点(標準点)			
企業 の 能 力 等	地域要件	所在地	本店所在地				(三重県内:10点) (県外:0点)		
	社会 貢献度	社会貢献度	①次世代育成支援活動実績 ②男女共同参画活動実績 ③障がい者雇用実績 ④環境マネジメントシステムの認証 ⑤人権に関する取組実績	8	8	35	左記のうち5項目の実績(認証取得)あり:8点 左記のうち4項目の実績(認証取得)あり:7点 左記のうち3項目の実績(認証取得)あり:6点 左記のうち2項目の実績(認証取得)あり:5点 左記のうち1項目の実績(認証取得)あり:4点 実績(認証取得)なし:0点		
	企業の 技術力等	企業の技術力等	品質マネジメントシステムの認証	2	27		有:2点 無:0点		
			業務成績 (前年度までの3か年平均)	5			85点以上:5点 80点以上85点未満:4点 75点以上80点未満:3点 70点以上75点未満:2点 70点未満:0点		
			評価対象業務の実績	20			評価対象業務(同種業務)の実績あり:20点 評価対象業務(類似業務)の実績あり:10点 上記以外:0点		
技術者要件	管理 技術者	業務執行技術力	評価対象業務の実績	25	35	130	評価対象業務(同種業務)の実績あり:25点 評価対象業務(類似業務)の実績あり:15点 上記以外:0点		
		手持ち業務件数	管理技術者の手持ち業務件数	10			0件:10点 1～3件:7点 4～9件:4点 10件以上:0点		
	担当 技術者①	技術者資格及び分野	担当技術者①の資格の保有状況	5	30		技術士資格:5点 技術管理者:3点 RCCM:0点		
		業務執行技術力	評価対象業務の実績	15			評価対象業務(同種業務)の実績あり:15点 評価対象業務(類似業務)の実績あり:10点 上記以外:0点		
		手持ち業務件数	担当技術者①の手持ち業務件数	10			0件:10点 1～3件:7点 4～9件:4点 10件以上:0点		
	担当 技術者②	技術者資格及び分野	担当技術者②の資格の保有状況	5	30		技術士資格:5点 技術管理者:3点 RCCM:0点		
		業務執行技術力	評価対象業務の実績	15			評価対象業務(同種業務)の実績あり:15点 評価対象業務(類似業務)の実績あり:10点 上記以外:0点		
		手持ち業務件数	担当技術者②の手持ち業務件数	10			0件:10点 1～3件:7点 4～9件:4点 10件以上:0点		
	調査 技術者	業務執行技術力	評価対象業務の実績					(評価対象業務(同種業務)の実績あり:20点) (評価対象業務(類似業務)の実績あり:10点) (上記以外:0点)	
技術力要件	技術 提案等	技術提案	発注者が指定するテーマ・項目	50 30	100	100	100	配点1 優れている:50点 概ね優れている:45点 良好である:40点 概ね良好である:35点 上記以外:0点	配点2 優れている:30点 概ね優れている:25点 良好である:20点 概ね良好である:15点 上記以外:0点
		ヒアリング	専門技術力	20				優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点	
	技術評価点				230				
価格評価点				70					

【測量業務】

			着色箇所項目選択可		着色箇所配点変更可		
大項目		中項目	小項目	標準的な配点			配点(標準点)
企業 の 能 力 等	地域要件	所在地	本店所在地				(〇〇管内:10点 左記以外:0点) (三重県内:10点 左記以外:0点)
	社会 貢献度	社会貢献度	①次世代育成支援活動実績 ②男女共同参画活動実績 ③障がい者雇用実績 ④環境マネジメントシステムの認証 ⑤人権に関する取組実績	8	8	35 	

【建築設計業務(高度・標準)、建築工事監理業務(高度・標準)】

			着色箇所項目選択可	着色箇所配点変更可			
大項目		中項目	小項目	標準的な配点			配点(標準点)
企業 の 能 力 等	地域要件	所在地	本店所在地	10	10	45	三重県内:10点 県外:0点
	社会 貢献度	社会貢献度	①次世代育成支援活動実績 ②男女共同参画活動実績 ③障がい者雇用実績 ④環境マネジメントシステムの認証 ⑤人権に関する取組実績	8	13		左記のうち5項目の実績(認証取得)あり:8点 左記のうち4項目の実績(認証取得)あり:7点 左記のうち3項目の実績(認証取得)あり:6点 左記のうち2項目の実績(認証取得)あり:5点 左記のうち1項目の実績(認証取得)あり:4点 実績(認証取得)なし:0点
			賠償責任保険の加入	賠償責任保険の加入状況	5		加入有:5点 加入無:0点
	企業の 技術力等	企業の技術力等	品質マネジメントシステムの認証	2	22		有:2点 無:0点
			評価対象業務の実績	20			評価対象業務(同種業務)の実績あり:20点 評価対象業務(類似業務)の実績あり:10点 上記以外:0点
技術者要件	管理 技術者	CPDIによる能力開発度	継続学習制度の認定時間数の状況	10	55	80	20時間以上:10点 10時間以上20時間未満:7点 5時間以上10時間未満:4点 上記以外:0点
		業務執行技術力	評価対象業務の実績	25			主任担当技術者を設定する場合 評価対象業務(同種業務)の実績あり:25点 評価対象業務(類似業務)の実績あり:13点 上記以外:0点 主任担当技術者を設定しない又は監理業務の場合 評価対象業務(同種業務)の実績あり:20点 評価対象業務(類似業務)の実績あり:10点 上記以外:0点
		手持業務件数	四日市港管理組合 発注業務委託の手持ち業務件数	20			0件:20点 1件:15点 2件:10点 3件:5点 4件以上:0点
	主任 担当 技術者 (建築)	CPDIによる能力開発度	継続学習制度の認定時間数の状況	10	25		20時間以上:10点 10時間以上20時間未満:7点 5時間以上10時間未満:4点 上記以外:0点
		業務執行技術力	評価対象業務の実績	15			評価対象業務(同種業務)の実績あり:15点 評価対象業務(類似業務)の実績あり:8点 上記以外:0点
	技術力要件	技術 提案 等	技術提案	発注者が指定するテーマ・項目	50		70
ヒアリング			専門技術力	20	優れている:20点 概ね優れている:15点 良好である:10点 概ね良好である:5点 上記以外:0点		
技術評価点				195			
価格評価点				70			

6－8 評価項目などの設定に関する補足

評価項目などの設定は、「標準案」によるものとするが、競争入札審査会の長が認めたものは、これによらず実施することができる。

6－9 総合評価方式に係る提案の取扱

(1) 建設工事

ア 技術資料届出書及び入札公告の別表で指定するすべての技術資料（様式）を提出していないときは、競争参加資格要件を満たさないため、入札に参加することはできない。

イ 配置予定技術者を評価する場合、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名が記載されていないときは、競争参加資格要件を満たさないため、入札に参加することはできない。

ウ 特記課題において対策を求める場合、提案が適正と認められた場合は、当該提案に基づき入札し、施工するものとする。また、提案が適正と認められない場合は、標準案に基づき入札し、施工するものとする。

(2) 測量・設計業務

ア 技術提案書届出書及び評価項目一覧で指定するすべての技術提案書（様式）を提出していないときは、入札条件の入札の無効の要件に該当するため、その場合の入札は無効となる。

イ 配置予定技術者を評価する場合、技術提案書の指定する欄に配置予定技術者の氏名が記載されていないときは、入札条件の入札の無効の要件に該当するため、その場合の入札は無効となる。

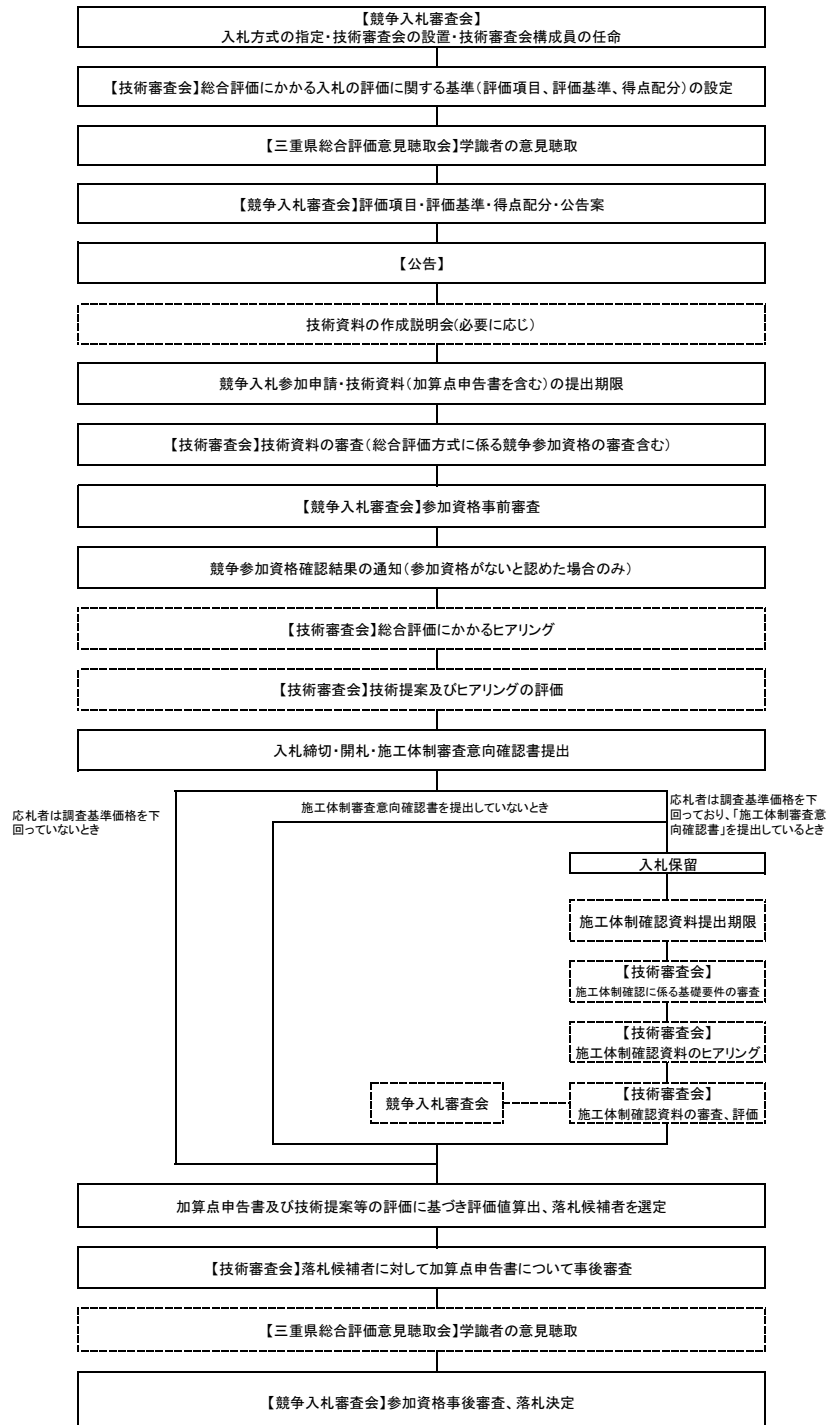
7 実施手順

7-1 実施フロー

(1) 建設工事の実施フロー

(フロー1)

施工体制確認型総合評価方式(一般競争入札)(簡易型及び標準型)の入札手続の流れ



注 競争参加資格がないと認めた者については、「競争参加資格がないと認めた理由の説明要求」や「理由説明要求に対する回答」に対応するものとします。

施工体制の確認審査については、四日市港管理組合施工体制確認審査マニュアルにより実施します。

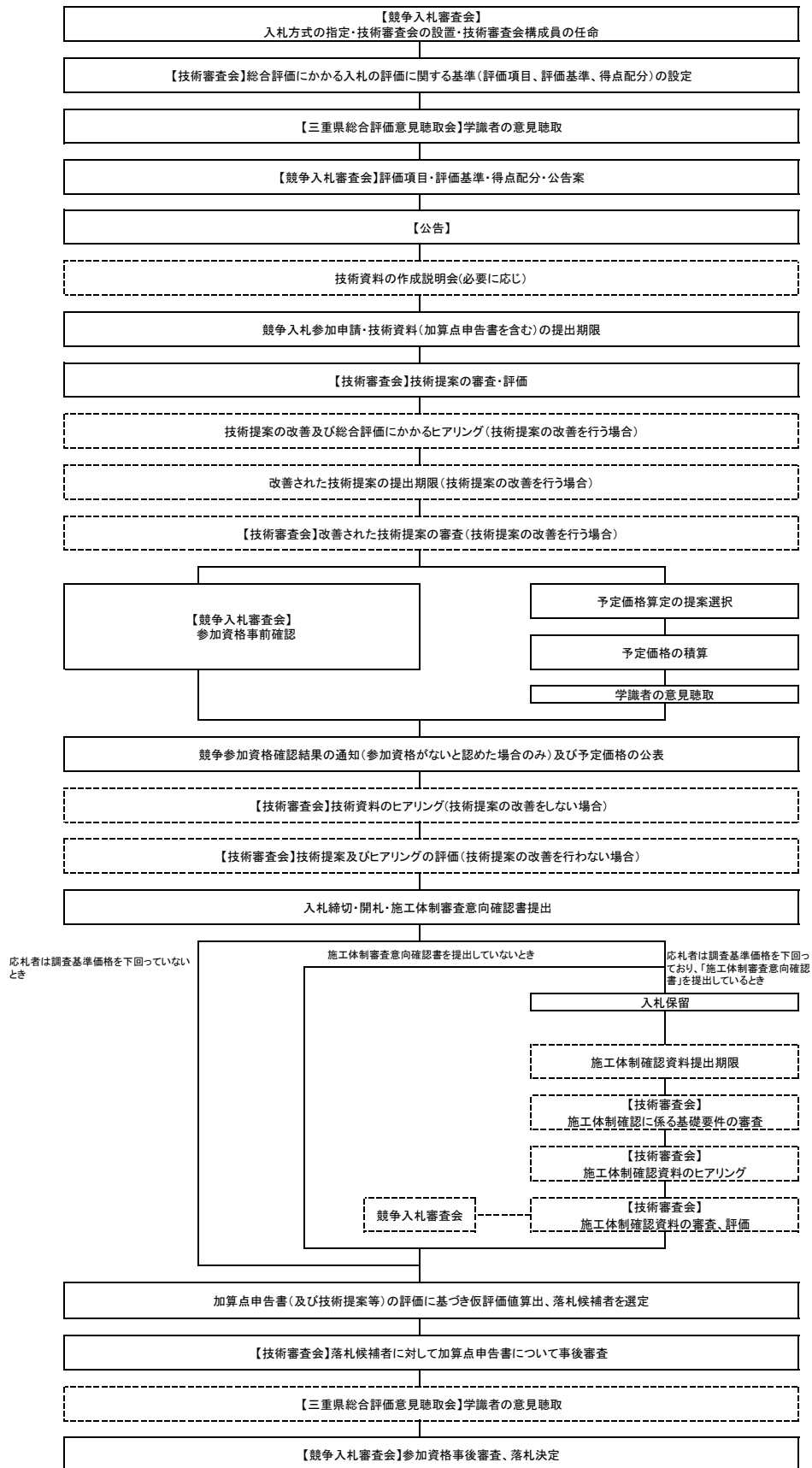
土曜日、日曜日、祝日等を除いた日数で設定することにより、手続きを行える日数が確保されるよう配慮すること。

は、必要に応じ実施するものとします。

加算点申告書の事後審査により、落札候補者が変更となった場合は、変更後の落札候補者について、加算点申告書の事後審査を行う。

(フロー2)

施工体制確認型総合評価方式(一般競争入札)(高度技術提案型)の入札手続の流れ



(2) 測量・設計業務の実施フロー

(フロー3)

総合評価方式(指名競争入札)(測量・設計)の入札手続の流れ



※1 技術評価点申告書の事後審査により、落札候補者が変更となった場合は、変更後の落札候補者について、技術評価点申告書の事後審査を行う。

7-2 技術資料に関する審査方法

- (1) 総合評価方式は、事後審査型を標準とし、その旨を公告する。
- (2) 事後審査型は、以下のとおり審査を進める。
 - ア 入札参加者から、技術資料（確認資料を含む）が提出される。
 - イ 技術提案（ある場合）及びヒアリング（ある場合）の加算点と加算点申告書の加算点を足した合計加算点と入札価格から評価値を算出し、評価値が一番高い入札参加者を落札候補者とする。
 - ウ 落札候補者から提出された技術資料（確認資料を含む）に基づき加算点申告書の内容を審査する。この際、確認資料の追加を求めることが出来る。
 - エ 審査の結果、加算点の修正が必要となった場合、これを修正し、評価値を再算定する。ただし、申告された加算点より上方への修正は行わない。
 - オ 評価値を再算定した結果、落札候補者が変わった場合は、改めて、その落札候補者について、加算点申告書の内容を審査する。
 - カ 以降、落札候補者が決定するまで、これを繰り返す。
 - キ 開札後に落札候補者となり、事後審査の結果、落札者とならなかった者にはその理由を付して書面により通知する。

7-3 確認資料の省略方法

四日市港管理組合が総合評価方式により発注する際、「6-4 各評価項目に関する評価基準等（建設工事）」及び「6-5 各評価項目に関する評価基準等（測量・設計）」で定める評価項目を確認する資料について、三重県総合評価方式評価項目事前確認登録制度により確認を受けた評価項目は、三重県が発行する「評価項目事前確認結果登録通知書（様式2）」の写しの添付をもって、提出を省略できるものとする。

（参考）三重県総合評価方式評価項目事前確認登録制度

（1）事前確認登録とは

評価項目の実績や認証の有無を事前に確認を受けておくことで、入札案件ごとに提出が必要な確認資料の提出を省略できる制度をいう。

（2）対象

- ア 対象 三重県が総合評価方式により発注する建設工事及び測量設計業務
- イ 対象者 アで規定する案件の入札参加者になりうる者のうち、事前確認登録を希望する者
- ウ 対象評価項目
 - ① 次世代育成支援活動実績（業務委託のみ）
 - ② 男女共同参画活動実績
 - ③ 障がい者雇用実績
 - ④ 環境マネジメントシステムの認証（ISO14001、M-EMS）（業務委託のみ）
 - ⑤ 人権に関する取組実績

- ⑥ 「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Webページへの登録（建設工事のみ）
 - ⑦ 現場見学会等の開催実績（建設工事のみ）
 - ⑧ 不当要求防止責任者講習の受講実績（建設工事のみ）
 - ⑨ 「ユースエール認定制度」の認定実績（建設工事のみ）
 - ⑩ 「みえの働き方改革推進企業登録制度」の登録実績（建設工事のみ）
 - ⑪ キャリアパスの策定実績（建設工事のみ）
 - ⑫ キャリアアップのための支援実績（建設工事のみ）
 - ⑬ 福利厚生のための制度導入実績（建設工事のみ）
 - ⑭ ハラスメント研修の開催実績（建設工事のみ）
 - ⑮ 品質マネジメントシステムの認証（ISO9000S）
 - ⑯ 労働安全衛生マネジメントシステムの認証（建設工事のみ）
 - ⑰ 申告工事成績点（建設工事の土木一式工事及び舗装工事）
 - ⑱ 三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度（三重県建設BCP登録制度）」の登録実績（建設工事のみ）
- 詳細は、「三重県総合評価方式評価項目事前確認登録について」による。

7-4 一括審査方式（建設工事）

参加資格要件等を共有できる複数工事の発注が同時期に予定されている場合において、競争入札審査会の長が認めたものは、競争参加申込者からの技術資料の提出を一つのみとし、技術審査・評価を一括して審査する一括審査方式で行うことができる。ただし、入札公告に一括審査方式であることを明記する。

（1）一括審査方式の概要

- ア 複数工事の発注に対して、同じテーマの技術提案を求める。
- イ 入札は、すべての工事又は、希望する工事のみ入札に参加することができる。
- ウ 入札公告で示した開札順番ごとに開札し、工事ごとに評価値の最も高い者を落札とする。
- エ 一括審査対象工事の複数工事へ配置できる予定技術者は、1名かつ同一の技術者とする。
- オ 複数工事に特定建設工事共同企業体で参加する場合は、同じ構成員で結成されたものとする。
- カ 先に開札した工事を落札した企業は、以降に落札決定する工事の入札を無効として取り扱う。

【イメージ図】

	業者A	業者B	業者C	業者D	業者E
開札順 1 番目 工事①	落札決定 1 位	2 位	4 位	3 位	5 位
開札順 2 番目 工事②	無効	3 位	2 位	落札決定 1 位	4 位

(2) 一括審査方式は以下の全てを満たす場合に適用できる。

- ア 公告から開札までの入札スケジュールがそれぞれ同じであること。ただし、開札時刻を除く。
- イ 発注する工事種別がそれぞれ同じであること。
- ウ 「発注方法の取り扱いについて」による発注方法（予定価格の範囲、地域条件、ランク等）がそれぞれ同じであること。
- エ 競争参加資格要件の企業要件、技術者要件が同じであること。
- オ 総合評価方式の型式、評価項目、評価基準、配点がそれぞれ同じであること。
- カ 総合評価方式の技術提案を共用できること。

7-5 一括審査方式（測量・設計）

複数の業務の発注が同時期に予定されている場合において、競争入札審査会の長が認めたものは、入札参加者からの技術提案書の提出を一つのみとし、技術審査・評価を一括して審査する一括審査方式で行うことができる。ただし、指名通知書に一括審査方式であることを明記する。

(1) 一括審査方式の概要

- ア 複数の業務の発注に対して、同じテーマの技術提案を求める。
- イ 入札参加者は、すべての業務又は、希望する業務のみ入札に参加することができる。
- ウ 指名通知書で示した開札順番ごとに開札し、業務ごとに評価値の最も高い者を落札とする。
- エ 一括審査対象業務の複数業務へ配置できる予定技術者は、1 名かつ同一の技術者とする。
- オ 先に開札した業務を落札した企業は、以降に落札決定する業務の入札を無効として取り扱う。

【イメージ図】

	企業A	企業B	企業C	企業D	企業E
開札順 1 番目 業務①	落札決定 1 位	2 位	4 位	3 位	5 位

開札順 2 番目 業務②	無効	3 位	2 位	落札決定 1 位	4 位
-----------------	----	-----	-----	-------------	-----

(2) 一括審査方式は以下の全てを満たす場合に適用できる。

- ア 指名通知から開札までの入札スケジュールがそれぞれ同じであること。ただし、開札時刻を除く。
- イ 発注する業務種別がそれぞれ同じであること。
- ウ 「設計業務にかかる四日市港管理組合の発注基準について」による区分（業務の程度、業務内容）がそれぞれ同じであること。
- エ 配置予定技術者の資格要件が同じであること。
- オ 総合評価方式の型式、評価項目、評価基準、配点がそれぞれ同じであること。
- カ 総合評価方式の技術提案を共用できること。

7-6 提案に関する通知等

ア 提案に関する採否の通知

当該工事が、技術提案で対策を求める総合評価方式の場合、技術提案の否採用は、ヒアリング時に該当する入札参加者へ伝えるものとする。また、ヒアリングがない場合は書面によりその旨理由を付して、該当する入札参加者へ通知する。

イ 事後審査結果の通知

技術資料又は技術提案書の事後審査の結果、評価値の下方修正により落札者とならなかった者には書面により通知する。

8 総合評価における履行確保

8-1 履行確認（建設工事）

(1) 履行を伴う評価項目及び施工体制確認資料に記載の内容については、落札者が履行する責任を有するため、以下を契約書に添付し、監督により履行確認を行う。

- ・技術資料における履行が伴う様式
- ・施工体制確認資料
- ・建設工事請負契約の特約事項（様式A～Eを含む）

※技術提案を求めない場合及び対策を求めない技術提案の場合においても、「県内産資材の使用」や「県内企業による施工」を求めたときは、様式等を契約書に添付し、履行確認を行うこと。

(2) 履行確認の方法は「建設工事請負契約の特約事項」に定める。

(3) 受注者の責により履行されていないことを確認した場合は、再度の施工を行わせる。

(4) 再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、受注者に対してペナルティを課すものとする。

8-2 ペナルティの設定

(1) 総合評価方式の不履行による加算点の減点

- ア 4月1日～3月31日の1年間に完成した四日市港管理組合発注工事において不履行の確定がなされた企業は、その翌年度に入札の公告が行われる全ての施工体制確認型総合評価方式の評価において、企業の換算前加算点合計から発注工事の換算前加算点満点の1割を減点する。
- イ 同じ完成年度に複数の工事で不履行があった場合は、不履行工事件数に応じて減点する。
- ウ 不履行工事が特定建設工事共同企業体の工事又は経常建設共同企業体の工事の場合は、それぞれの構成員に対して換算前加算点満点の1割を減点する。

(2) 指名停止措置による加算点の減点

- ア 当該工事に入札参加する者が、四日市港管理組合発注工事において贈賄、公契約関係競売等妨害又は談合により役員等又は使用人が逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことにより指名停止を受け、その指名停止期間が前年度4月1日から工事入札公告日までの期間に1日でも重なるとき、指名停止期間最終日の翌日から1年間の減点措置期間が設定され、その減点措置期間内に入札公告日が含まれる場合、企業の換算前加算点合計から換算前加算点満点の1割を減点する。

9 入札公告又は指名通知に明示する事項

総合評価方式による入札を行う場合は、下記の事項を公告又は通知しなければならない。

- (1) 総合評価方式による入札であること
(施工体制確認型の場合はその旨を明記する)
- (2) 総合評価方式の競争入札参加資格に関わる事項（一般競争入札の場合）
- (3) 総合評価方式の仕組み
- (4) 入札の評価に関する基準
- (5) 評価方法及び落札者の決定方法
- (6) 技術資料（技術提案書）作成説明会を実施すること（技術資料（技術提案書）作成説明会を開催する場合）
- (7) ヒアリングを実施すること（ヒアリングを実施する場合）
- (8) 施工体制確認審査に関わる事項（施工体制確認型の場合）
- (9) 技術提案の履行に関わる事項（履行確認を伴う提案を求める場合）
- (10) 技術提案の採否に関わる事項（技術提案の採否の通知を行う場合）
- (11) 一括審査方式に関する事項（一括審査対象案件の場合）
- (12) その他必要な事項

10 審査集計表の公表

発注者は、総合評価方式における評価過程の透明性を向上させる取り組みとして、落札決定後、速やかに、審査集計表の写しを閲覧に供する方法（原則、インターネット）により公表する。

※審査集計表とは、入札参加者における技術提案（ある場合）及びヒアリング（ある場合）の加算点（技術評価点）、加算点申告書（技術評価申告書）の加算点（技術評価点）、評価値に技術資料の事後審査の結果を反映し、落札決定等を明示した表をいう。

11 評価結果の情報提供（建設工事）

発注者は、落札決定後、入札参加者から「技術提案評価結果の情報提供申請書」により自社の「技術提案評価結果」の情報提供を求められたときは、情報提供する。

なお、他社の提案評価結果の情報提供を求められた（開示請求された）ときは、「四日市港管理組合情報公開条例第7条第3号（法人情報）」により、非開示とする。

12 知的財産としての技術提案等の取扱い

発注者は、技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること。

また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない等、その取扱いに留意すること。ただし、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、提案者に通知することなく四日市港管理組合が発注する工事に無償で使用するものとする。

なお、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

13 総合評価方式における試行

総合評価方式については、本ガイドラインによらず試行することができるものとする。ただし、その場合は入札公告又は指名通知にその旨を記載することとする。

14 入札参加者の心得

入札参加者は、入札公告又は、入札条件の「入札における不正・不誠実な行為」に該当することが無いように、品格と誠実さをもって入札に参加しなければならない。

15 様式集

番 号	関 係 要 領 等	様 式 名
様式 1	四日市港管理組合建設工事等総合評価方式技術審査会設置要領第 5 条第 4 項	総合評価方式技術審査会構成員の任命について（通知）
様式 2－1	四日市港管理組合建設工事等総合評価方式技術審査会設置要領第 4 条第 1 項	施工体制確認審査報告書
様式 2－2	四日市港管理組合建設工事等総合評価方式技術審査会設置要領第 4 条第 1 項	施工体制確認審査報告書
様式 2－3	四日市港管理組合建設工事等総合評価方式技術審査会設置要領第 4 条第 1 項	施工体制確認審査の結果及び「入札失格」の決定について（報告）
様式 2－4	四日市港管理組合建設工事等総合評価方式技術審査会設置要領第 4 条第 1 項	施工体制確認審査報告書
様式 3－1	四日市港管理組合総合評価方式実施要領第 6 条第 1 項	施工体制確認審査結果通知書
様式 3－2	四日市港管理組合総合評価方式実施要領第 6 条第 1 項	施工体制確認審査結果通知書
様式 4	四日市港管理組合総合評価方式実施要領第 2 条（2）	施工体制審査意向確認書
様式 5	技術資料作成上の留意事項 評価結果の情報提供	技術提案評価結果の情報提供申請書

(様式1)

令和 年 月 日

構 成 員 各 位

四日市港管理組合
競争入札審査会 会長

総合評価方式技術審査会構成員の任命について（通知）

このことについて、四日市港管理組合総合評価方式実施要領に基づく入札を行うにあたり、下記のとおり総合評価方式技術審査会を設置することとなりましたので、四日市港管理組合建設工事等総合評価方式技術審査会設置要領第5条の規定に基づき、構成員として任命します。

記

1. 工事（業務）番号

2. 工事（業務）名

3. 工事（施行）場所

役 職	職	氏 名
会 長		
副 会 長		
委 員		
委 員		
委 員		

※ 構成員に事故あるときは、代理の者を充てることとする。

施工体制確認審査報告書

令和 年 月 日

四日市港管理組合競争入札審査会会長 あて

総合評価方式技術審査会会長

令和 年 月 日に入札を実施した〇〇工事について、下記の入札者より調査基準価格を下回る入札が行われ、かつ施工体制審査意向確認書が提出されたので、施工体制の確保について、確認審査を別紙のとおり行ったところ、適切な施工体制が確保されると認められました。

つきましては、審査会において、適切な施工体制が確保されないおそれがないか審査してください。

記

- 1 工事名
- 2 路線等の名称
- 3 工事場所
- 4 該当入札者

※ 下記の書類を添付すること。
施工体制確認審査報告書（様式 2 - 4）
確認審査により徴収した書類等

施工体制確認審査報告書

令和 年 月 日

四日市港管理組合競争入札審査会会長 あて

総合評価方式技術審査会会長

令和 年 月 日に入札を実施した〇〇工事について、下記の入札者より調査基準価格を下回る入札が行われ、かつ施工体制審査意向確認書が提出されましたので、施工体制の確保について、確認審査を別紙のとおり行ったところ、適切な施工体制が確保されないおそれがあると認められました。

つきましては、審査会において、適切な施工体制が確保されないおそれがないか審査してください。

記

- 1 工事名
- 2 路線等の名称
- 3 工事場所
- 4 該当入札者

※ 下記の書類を添付すること。
施工体制確認審査報告書（様式 2－4）
確認審査により徴収した書類等

令和 年 月 日

四日市港管理組合競争入札審査会会長 あて

総合評価方式技術審査会会長

施工体制確認審査の結果及び入札の失格の決定について（報告）

〇〇工事における下記の入札者に対して施工体制確認審査を実施した結果、別添の「施工体制確認審査に係る基礎要件確認結果」により、「適切な施工体制が十分確保され、確実に実現できると認められない」ことから、該当入札者の入札を失格とすることを報告します。

記

- | | | |
|---|--------|----------------------------|
| 1 | 工事名 | 〇〇年度 〇〇 第〇〇号
〇〇工事 |
| 2 | 路線等の名称 | 〇〇 |
| 3 | 工事場所 | 〇〇 地内 |
| 4 | 該当入札者 | 〇〇 |

様式 2－4

施工体制確認審査報告書

工 事 名		
路 線 等 の 名 称		
工 事 場 所		
工 事 概 要		
入 札 執 行 日		令和 年 月 日 ()
低入札価格入札業者名		
入 札 価 格		円 (予定価格 円) (基準価格 円)
審 査 項 目	一 入札金額の見積内訳 (施工体制様式 2-1,2-2,2-3,2-4,2-5)	
	二 下請業者との関係 (施工体制様式 3-1,3-2)	
	三 安全対策の取り組み (施工体制様式 4-1,4-2,4-3,4-4,4-5)	
	四 配置予定技術者名簿 (施工体制様式 6)	

審 査 項 目	五 手持ち資材の状況(施工体制様式8)	
	六 資材購入先及び購入先と入札者の関係(施工体制様式9)	
	七 手持ち機械の状況(施工体制様式10-1)	
	七の2 機械リース元一覧(施工体制様式10-2)	
	八 労務者の確保計画(施工体制様式11)	
	九 工種別労務者配置計画(施工体制様式12)	
	十 建設副産物の搬出地(施工体制様式14)	
	十一 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書(施工体制様式15)	

審 査 項 目	十二 品質確保体制（品質 管理のための人員 体制）（施工体制 様式16-1）	
	十三 品質確保体制（品質 管理計画書）（施 工体制様式16-2）	
	十四 品質確保体制（出来 形管理計画書）（施 工体制様式16-3）	
	十五 その他必要な事項	

様式 3 - 1

施工体制確認審査結果通知書

令和 年 月 日

総合評価方式技術審査会会長 あて

四日市港管理組合競争入札審査会
会長 ○ ○ ○ ○

〇〇工事について、下記の入札者の施工体制を本審査会で審査した結果、適切な施工体制が確保されると認められる。

記

- 1 工事名

- 2 路線等の名称

- 3 工事場所

- 4 該当入札者

様式 3 - 2

施工体制確認審査結果通知書

令和 年 月 日

総合評価方式技術審査会会長 あて

四日市港管理組合競争入札審査会
会長 ○ ○ ○ ○

〇〇工事について、下記の入札者の施工体制を本審査会で審査した結果、適切な施工体制が確保されないおそれがあると認められる。

記

- 1 工事名
- 2 路線等の名称
- 3 工事場所
- 4 該当入札者

施 工 体 制 審 査 意 向 確 認 書

四日市港管理組合管理者 あて

住 所

会社名

代表者氏名

工 事 名 :

上記工事の申し込みに係る価格が、調査基準価格（四日市港管理組合低入札価格調査実施要領第3条により算定した額。）に満たないときには、四日市港管理組合施工体制確認審査マニュアルに基づき、施工体制確認審査を受けます。

問い合わせ先

担当者 :

部 署 :

電話番号 :

F A X

e-mail

注意事項

1. 施工体制確認のための資料を提出しない場合には、「施工体制審査意向確認書」を提出する必要はありません。

技術提案評価結果の情報提供申請書

四日市港管理組合管理者 あて

住 所
会 社 名
代表者氏名

下記工事の総合評価方式による入札において、当社が行った技術力要件の技術提案評価結果について、情報提供を受けたいので申請します。

なお、技術力要件評価結果の情報提供申請書の申請担当者は、当社の社員であることに相違ありません。

記

工事番号及び工事名：

工 事 場 所：

開 札 日：令和 年 月 日

〔申請担当者〕

氏 名：

部 署：

電話番号：

〔注意事項等〕

1. 入札事務担当所属の窓口の本申請書を持参し提出してください。
2. 申請担当者欄には、技術力要件評価結果の情報提供申請書を提出する方の氏名等を記載してください。
3. なお、申請書を提出された際、担当者に対して身分証明書（本人確認ができる顔写真入りの社員証、運転免許証等）等の提示を求める場合があります。